

平成19年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成19年9月6日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	藤原伸宏	係長	峯川敏明
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	健康推進課長	植村俊彦
環境対策課長	乾善亮	住民課長	清水昭雄

都市建設部長	藤本宗司	建設課長	加藤保幸
観光産業課長	佃田真規	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	今西弘至	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	清水修一	上下水道部長	谷口裕司
上水道課長	植嶋滋継		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 7番 嶋田議員

1、JR法隆寺駅自由通路及び周辺整備について

- ①待ち合わせ等の為のイスの設置。
- ②石柱（以前に法隆寺駅前に設置されていた）の活用について。

2、通学路について

- ①通学路点検の結果について。

3、ごみステーションについて

- ①ごみステーションの管理について。

4、観光行政について

- ①三井方面での農産物及び町内産業品の販売について。

5、官学連携について

- ①現在どのような交流を行っているのか。

6、総合福祉会館について

- ①ハザードマップについて

〔2〕 4番 吉野議員

1、「人にやさしいまちづくり」について

- ①斑鳩町は「人にやさしいまちづくり」をいつから標榜しているのか。

またその位置付けは。

- (1) 学童通学路（主に国道25号と奈良街道）の標識等について。
- (2) 法隆寺南大門前の町道の危険性の認識について。
- (3) JR法隆寺駅関連（自由通路とその周辺）について。
- (4) 斑鳩の景観、環境について。

2、第3投票所（紅葉ヶ丘団地内集会所）の投票区割りについて

- ①住民の便宜を第一に考えれば、第3投票所（紅葉ヶ丘団地内集会所）は、不適切な地域が含まれている。投票区割りの見直しをすべき。

3、公営ポスター掲示場について

- ①龍田北6丁目（龍田ネオポリス）にポスター掲示場を。

4、（仮称）文化財活用センターに関連して

- ①藤ノ木古墳について（被葬者等）。
②センターは常時開設か。
③展示予定品目の内容は。

〔3〕 11番 飯高議員

1、防災協力・連携の促進について

- ①防災協力の連携についてどのように考えているのか。
②高齢者・障害者等の要援護者への緊急的対応について具体的に、どう考えているのか。
③防災協力事業所登録制度についてどう考えているのか。
④緊急地震速報に対する正確な理解を普及させ、それに基づいた適切な対処についてどう考えているのか。

2、ボランティア活動の推進と支援について

- ①ボランティア活動の現状と推進についてどう考えているのか。
②ボランティア拠点の整備についての考えがあるのか。

3、児童虐待発生予防対策について

- ①訪問指導の状況について問う。
②育児支援家庭訪問事業の推進についての考えがあるのか。

4、特別支援教育の充実について

- ①LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）の状況について問う。
②特別支援教育支援員の配置についての考えがあるのか。

5、環境保全型農業推進への取り組みについて

- ①環境にやさしい農業を進めるための「農業・水・環境保全向上対策」についてどう考えているのか。

〔4〕 9番 中西議員

1、ごみ減量化対策について

①町制60周年を記念して販売された「斑鳩の水」について、町の施策とごみ減量化対策がうまくリンクしていないように思われるが、町の考え方は。

②剪定枝葉、刈り草の処理について。

2、鳩水園の運営について

①水道の使用料を減らすためボーリングの計画は。

〔5〕 1番 宮崎議員

1、12時に鳴る音楽について

①時報として鳴らしているのか。

②聞こえないと言う声が多いのを知っているのか。

2、三代川の改修について

①改修時期について。

②川の上の建築物について。

③新しく橋が出来たが、流水断面は守られているのか。

④左岸に4mの計画道路があると聞いていますが。

3、景観の保護について

①マンションが各地に建設中ですが、斑鳩は景観条例はありませんが、どのように考えておられますか。

4、下水道について

①白石畑の下水道の考え方について。

〔6〕 13番 里川議員

1、後期高齢者医療制度について、問題点の認識を問いたい。

①県の「医療費適正化計画」の内容について。

②保険料の軽減策について。

③健診の考え方。

④包括定額診療の問題点について。

⑤運営協議会などの考え方について。

⑥資格証発行の問題について。

2、国民健康保険の保険税は改定されたばかりだが、さらに改定される内容について

- ①国保運協でどこまで議論されているのか。
- ②保険料算定のしくみについて。
- ③資格証発行の問題について。

3、8月30日の一時的大雨の被害状況と今後の対策について

- ①被害状況はきちんと把握されているのか。
- ②改善すべきところの町の認識について。

4、障害者自立支援法による利用状況の変動について

- ①利用抑制と利用制限について。

〔7〕6番 紀議員

1、町立保育所・幼稚園・小・中学校における警報発令時の対策について。

- ①警報が発令された時の対応と保護者への連絡方法について。
- ②連絡にかかる所要時間。
- ③発令後に、児童・生徒が登校する事もあると思うが、その対処方法はどうか。
- ④町には、音声遠隔装置が整備されていますが、その目的は。
- ⑤音声遠隔装置を児童・生徒が登校する前に警報が発令された時、それらを活用できないのか。
- ⑥音声遠隔装置では、大雨や暴風時には、聞き取りにくいと考えられるが、警報サイレン等を併用する事は可能か。
- ⑦警報発令時、保護者の中には不安な中、児童に自宅での留守番を依頼し仕事に出かけるが、安全に学校が預かるという観点から町としては、どのように考えるか。
- ⑧幼稚園・小学校の下校時間後の預かりについて
 - (1) 幼稚園での保育時間についてお聞かせください。
 - (2) 保護者が文化活動やPTAの活動に参加する時に、幼稚園・小学校で預かることは出来ないのか。

〔8〕15番 木田議員

1、ごみ処理について問う。

①白石畑最終処分場への草刈りや剪定で出た枝・葉の集積物の処理について聞かせて頂きたい。

②今年度の予算委員会の際に木と呼ばれる部分のチップ化について研究するとの事であったが、以前からの懸案となっている処理場所の選定なしに実施は難しいと思うが、解決出来るのか。

③環境パトロールの不法投棄・ポイ捨ての状況と対策について町の今後の方針を問う。

2、町の広報と新聞発表の当町の人口差について問う。

①町広報や社協だよりと県内の新聞との人口の差が900人近くあるのはどうしてなのかについて問う。

②町広報等の配布をシルバー人材センターに8月より委託されましたが、全戸配布という事で発行部数や費用の面でどの位の増減になったのかについて問う。

3、三代川の改修について問う。

①今年度も今までに三代川に関係する溢水が発生しているが、「安心・安全なまちづくり」を提唱している町としても、毎年のように繰り返される水害について、町としての対策の考え方を問う。

②斑鳩町の玄関の整備が遅ればせながら進められているが、県の事業とは言いながら遅々として進まない理由について町の対応、対策について間違っていないのかについて問う。

4、談合防止策について問う。

①公共工事の談合による損害賠償の制度化についての町の考え方について問う。

〔9〕14番 木澤議員

1、放課後子どもプランについて

①今後の進め方について。

②放課後児童クラブについて。

2、いかるがパークウェイについて

①事業全体の見通しについて。

②渋滞解消について。

3、民間委託について

①学校給食について。

②町行政全般に対する今後の民間委託の考え方について。

4、教育問題について

①今後の学校教育に対する考え方について。

[10] 10番 浦野議員

1、国道25号線の安全対策について

①通行車両が沿道の家屋に接触する事故が多発しているが、安全対策について問う。

2、安全な通学路について

①法隆寺国際高校付近の歩道が貫通していない部分の安全確保について。

②斑鳩小学校の通学路で、シルバー人材センター出入口付近の安全確保について。

3、観光振興について

①国や県は観光事業に対して、数値目標を立てて取り組もうとしているが、当町の取り組みはどのようなものを問う。

[11] 5番 伴議員

1、男女共同参画社会推進施策について

①ここ数年、町長の施政方針の中でも重要な位置を占めている第2次斑鳩町男女共同参画社会推進施策の具体的な進み具合について伺いたい。

2、子どもたちの安全対策

②子どもたちを狙った犯罪が後を絶たない。教育委員会を中心とした町の取り組みはどのように行われているのか？

3、町内指定避難施設の耐震性について

①地震等の災害が発生した場合、避難所施設はどのような形で開設されるのか？

②町の避難施設において、新耐震基準が制定された昭和56年6月1日以前に建てられた避難施設は何箇所あるか？

③新耐震基準以前に建てられた避難所施設の耐震化の改修は、どのように考えているか？

4、生活環境について

- ①斑鳩町の西地区ではマンション開発が今、行われている。住宅開発は人口増による町の活性化、税収増のメリットもある反面、山の保水性の低下による災害の発生や、大気を汚染する。緑の環境を守るという観点から今後の施策を伺いたい。

[12] 8番 西谷議員

1、公共下水道事業について問う。

- ①斑鳩町が指定する排水設備工事店の認定基準は何か。
②町指定排水設備工事店に対する町民の苦情の対処は。
③平成3年から18年までの事業総額と財源内訳について。
④総額400億以上の下水道事業費を削減するための具体的な取り組みは。

2、町が建設した公共施設について問う。

- ①平成3年から現在まで町が建設した公共施設は何か。
②その公共施設の事業費はいくらでどの業者が建設したのか。
③それらの公共施設の落札率はいくらか。
④それらの公共施設の年間の維持費はいくらか。

3、総合福社会館の入札について問う。

- ①指名業者の選定基準は。

4、ごみ行政の改善について問う。

- ①ごみの排出量の推移（5年間）。
②ごみ減量化の対策は。
③事業系ごみの処理について。

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、7番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 皆さん、おはようございます。

議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

最初は、JR法隆寺駅自由通路に関してです。

6月の定例会において、JR法隆寺駅自由通路及び周辺整備事業について詳しくお聞きしまして、その中で、便利になった、不便になったという感じ方はそれぞれの人の立場によって違うんだな。私自身は、高齢者や障害を持った人、また乳幼児連れの家族など乗降に負担の大きい人たちにはやさしい法隆寺駅であろうと言いましたが、先日80歳を過ぎた杖を使っておられる町民の方よりお手紙をいただきました。色々と5枚にわたって書かれていまして、要約して言いますと、障害者、子連れにやさしくても、高齢者、足、腰の痛い杖をついて歩いている私にはやさしいと言えず、迷惑です。以前の駅には、改札の近くにも椅子もありました。高齢者、体の不自由な者は、出かける時、人と待ち合わせる時、お客を迎えに行く時、時間の余裕をもって行きます。杖をついて手すりにもたれているのは、大変辛いです。また、プラットホームには、西の方にしか椅子がありません。エレベーターを降りて西の端まで行くのは、大変です。一日も早く、通路上、そしてホームのあちらこちらに椅子を設置してこそ初めてやさしい駅だと思います、という内容でした。

ここでお尋ねします。自由通路内に椅子を設置したり、またプラットホームには、上り下りとも西の端の方には椅子がありますが、東側やエレベーター、エスカレーターの付近、また改札を入った正面などに椅子の設置をJR側に要望する考えはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 自由通路内、そしてホームに対する待ち合わせ等のため

の椅子の設置についてのご質問でございます。

現在、南口広場及び北口広場の整備工事を進めておまして、南口では、バス乗降場付近を中心に腰かけ13基を設置する計画をいたしております。また、北口におきましても、ベンチ2基を設置する計画で現在工事を進めているところでございます。これらのベンチ等は、法隆寺駅での待ち合わせ、あるいはバスの待ち時間などにご利用いただけるよう計画をいたしているところでございます。

ご質問の自由通路内に待ち合わせ等に必要な椅子を設置出来ないかということにつきましては、町といたしましては、こうした南北駅前広場における椅子等の設置後の状況も見てまいりたいと、このように考えているところでございます。

なお、基本的には、自由通路につきましては、将来の利用者数等を見る中で必要な幅員の確保をしておりますことや、先ほど質問者の中にもありましたけれども、手すりも設置されておりますことから、極力設置物を置かないという考え方でもありますので、今申し上げました状況も注視しながら、今後におけるご要望等を勘案する中で検討をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

なお、ホームにつきましてもベンチの増設等につきましては、JRに要望いたしまして協議もしていきたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 現在行われている広場整備完了後に動向を見て勘案するということですが、北口に2基と言われましたが、雨降りや今年のような猛暑の中で、ゆっくり座って人を待てるでしょうか。また、南口にはシェルターの中に設置するとのことですが、南口広場の位置付けは、交通広場としての位置付けであり、タクシーやバスの乗降のためのシェルターであり、その中に設置するのは、駅から各地へのアクセスの待ち合わせのためのものであるのは明白だと思います。

以前に、都市基盤整備特別委員会の中だったか、また直接にお願いしたかは忘れましたが、通路内にベンチ、椅子の設置をお願いしたことがありましたが、その時も、通路という性質上ベンチなどは障害物となるので、設置しないように考えているのと返事をいただきました。その当時は、なるほど、通路上に設置物があると通行の妨げになり危険であるから無理だなあと納得した記憶はあります。

通行の妨げという点から、選挙前や期間中の朝のあいさつに改札前に立つと、一陣営だけなら小人数であります。何陣営もずらっと立つと、通行人や通勤・通学客に通行

の支障を来すことから、またティッシュ配りや客勧誘のためのチラシ配りなどに使用されることも想定して、そのことの排除を条例に盛り込むよう要望し、条文の中に「占用許可」という形で、そういった行為者を排除出来るようにした経緯もあります。事実、2件ほど民間のチラシ配りがあり、注意の上やめさせたことも聞いていますし、私自身さきの県議選や参院選に関して、改札正面であいさつ行為のために自由通路を占有していた候補者に直接言いに行き、自由通路内での条例違反をやめてもらったこともあります。その後、この立候補者たちは、自由通路内でのそのような行為はしなくなり、条文の中に、通行人に迷惑をかけない旨のことを入れておいてよかったなど、今でも思っています。

今回、この手紙をいただきまして、改めて自由通路を眺めに行きました。南北のそれぞれの東西の階段から通行をされておられる流れはあるものの、北側では、観光案内所の北側ガラス張りの空間、ちょうど北側エレベーターから出た南側部分、南側もエレベーターから出た左側部分、この2つの空間はほとんど人の流れがない状態でした。日を変え時間帯を変えても、同じように人の流れがない状態だったのです。北側のこの部分には、いかるがホールの各行事の案内チラシを入れたボックスも置かれていました。なるほど、そこならば人目につき、しかも通行の妨げにはなりません。

このように、自由通路の範囲、空間の中でも、人の通行のない部分はあるのです。この部分に、ベンチまたは椅子を設置しても、通路としての機能が損なわれることは全くありません。北側広場に2基、南側広場に13基設置するからそれを利用すればいいのではとの答弁だったように思いますが、法隆寺駅利用者の人たちが待ち合わせるのに、南側からの人ばかり、また北側からの人ばかりが待ち合わせるのは、それでいいでしょう。しかし、斑鳩町の目安北の町民の方が並松の人と待ち合わせするのは、橋上通路上で待ち合わせするのが自然であり当たり前のことです。わざわざ、例えば並松の人が、自由通路を利用し南口広場へ行き、約束した人と会って、また改札まで行けというんでしょうか。自由通路に椅子やベンチの設置は無理ですか、再度お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今、質問者の方から述べていただきましたように、観光案内につきましても、北側で設置をさせていただいております。そのことにつきましては、階段、エスカレーター、エレベーター等の幅員等から見て通行に支障がないということで、観光案内所を設置をさせていただいている箇所でございます。また、ホールの

パンフレット等につきましても、物を置かないというのは基本で考えているところがございますけれども、いかるがホールの催し物のPRということから、占用を許可をいたしているところがございます。

議員ご指摘の椅子につきましては、先ほども答弁いたしておりますけれども、南北の広場整備後、そしてまたご要望等も勘案をして、設置、位置等も含めて検討をしていくというのではないかなど、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 検討していくということですが、それでは突然ですが、町長にお尋ねいたします。

今回私がいただいたこの手紙の最後の方には、「目先のことだけ考えず、心の広い気配りの行政であってほしいです」と書かれてあり、「人にやさしいまちづくりにはほど遠いと思います」と結んでありました。

私、最近ある人から、「安心と安全のまちづくり」と言っているが、安全であるからこそ初めて安心出来る。安全なまちづくりをすれば、町民は安心を感じるようになる。あんたがせなあかんことは、安全を目指すことや。その結果町民が安心するんや、と言われました。「人にやさしいまちづくり」も、同じことが言えるのではないのでしょうか。「人にやさしいまちづくり」を目指すのではなく、町民に、斑鳩は町民にやさしいまちづくりをしてはるなあと感じてもらえる行政を目指すことではないかと思えます。

自由通路といっても、人の往来の妨げにならない空間があり、電車に乗るための待ち合わせや時間待ちのための椅子やベンチを設置してほしいと、今ある手すりにもたれて利用しておられる高齢の人の切ない願いをどのように感じておられるのか、お聞かせください。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 嶋田議員のおっしゃるように、そういう自由通路の関係等については、住民からそういうご意見等もいただいて、議員の方でもご努力をいただいている関係もよく聞いております。

ただ、問題は、6月議会等色々のご意見の中に、そういうやっではない、この部分はやったらいいという色んなことをおっしゃってますように、そこらの関係等についてやっぱり整理をすることが一番大事であろうと。特に高齢の方は、とにかくベンチを

置いてほしい、それはよくわかるわけです。我々としてもそういう希望等はかなえていきたい、そういう気持ちは持っております。

そういうことで、今、藤本部長が申しあげましたように、やはりそういう関係等について整理をし検討をして、やっぱり置けるものだったら置く。ただ、置いて、そういう後の事後処理というのか、ベンチを置いて後の管理はどうするのということもございませぬ。ただ置いたからいいんだということには、私はやっぱり、責任が伴ってまいりますので、特に観光案内とかそういうところの近くに声をかけていける、そういう状況等を十分考えて、そういうものについて部内で検討をし、またJR側とも十分話をして、出来るだけ早い時期に、そういうものが設置が可能であるのかないのかというものをまずさぐっていくことが大事であろうと。出来るだけそういう、皆さん方のおっしゃるように、ベンチ等を置くことについて、やはり時間をかけずに早くそういう処理をしていきたい、そういう気持ちで、部内等検討をしながら、JRとも十分協議をして、やっぱり我々としてはそういうものを進めていきたい。

「人にやさしいまちづくり」とただ口だけで言うんでなしにということございませぬけれども、我々としては絶えずそういう気持ちを持ちながら町民に接してまいりたいという気持ちでおります。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ありがとうございます。突然に指名しまして申しわけありませんでした。今はだめだということであれば、とにかく早く設置の方向に向けて努力していただきたいことをお願いしておきます。

私、議長が公務などで出席出来ない会合には、たまに出てあいさつすることがありますが、この自由通路にベンチや椅子が設置されるまで、これからあいさつの中で、「人にやさしいまちづくり」という文言は決して言わないことを宣言して、次の質問に入ります。

法隆寺駅南口広場の踏切寄りのところに、2つの石柱が建っています。1本は、法隆寺への道しるべ、もう1本は河合町の広瀬神社への道しるべとして建っていたもので、これは昔私がまだ小学生のころ、広場にはまだ舗装もなかった時に、踏切の南側のすぐ西側に2本、約2メートルほどの距離をあけて建ってまして、列車からおりた観光客用の道しるべであったように思います。私や町長は、この石柱のもとに集まり、集団登校したりラジオ体操をしたり、また学校から帰ってきてからの遊びの拠点にしたりした

ものです。これが、広場のアスファルト舗装に関して現在の位置に移動したように記憶していますが、当時遺棄されずによく残しておいてくれはったものだと、今になって感謝の念が生じております。

この石柱を、この際、駅前広場整備の中で活用出来ないか。例えば、南北のモニュメントとして活用出来ないのかなと感じていますが、どうでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 議員がご指摘の石柱につきましては、議員も言っていたきましたように、法隆寺への案内道標及び河合町広瀬神社への案内道標で、古い大きな石柱になってございます。これは、駅南口のハートイン東側、そして踏切の西側に設置されているものでございますが、この場所はJR敷地内にございましてJRの保線区の管理下にありますことから、駅舎建築当時にはその石柱の設置経緯等も確認いたしておりますけれども、JR側も承知されていないということでもございまして、この区域内の整備方法等について協議も行ったという経緯もございます。このことにつきましては、敷地の管理者であるJR側におきまして、現状で維持管理をされていくということになってございます。

石柱についてでございますけれども、法隆寺の道標は高さ3.5メートルと大変大きい。そして、「大正11年建立、北へ12丁」と記してございます。広瀬神社の道標もほぼ同様の大きさで、「東南15丁」と記されておきまして、昭和2年に建てられたものようでございます。かなり年月が経過した古いものでありますことから、町といたしましては、この道標は現在の形で保存しておくのが妥当ではないかなと、このように考えております。

現在は、草も生い茂っている状況にありますので、改めてJRと維持管理について、また道標の周囲の整備につきまして協議を行い、良好な形でこの道標を保存する方向で調整を図ってまいりたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 古い歴史のある斑鳩の中では、大正や昭和初期といっても、新しい部類に入ってこようかとは思いますが、しかし、老朽化しているようにも私も思いますので、現在の状態で整備するのも仕方ないのかなとは思いますが、観光客の目につきやすい整備をお願いし、また後の草引き等のメンテの方もお願いしておきたいと思っております。

それでは、次に通学路の安全点検についてお聞きします。

この通学路の安全点検は毎年行っていたいただいており、すぐに出来ることについては速やかに処理していただいて、小さい危険を除去するなど一定の効果を上げているものの、長年にわたって懸案になっている事案もあります。今年の結果をお伺いします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 教育委員会の方で本年度実施いたしました通学路の点検の結果についてご報告をさせていただきます。

点検は、7月の26日に実施をいたしました。

そして、まず校区ごと申し上げますと、斑鳩小学校区でございますが、点検の箇所が19カ所でございます。その内訳といたしまして、本日までに改良いたしましたものが3カ所。これは、草刈り2カ所と不法駐車1カ所の撤去でございます。そして、19年度中に施工を予定しておりますのが10カ所。これは、通学路の看板の設置3カ所、あるいは看板の塗り替え等4カ所、木の伐採等が2カ所、水路の蓋の設置1カ所でございます。そして、関係機関と協議していかなければならないものが6カ所ございます。これは、ガードレールの設置3カ所と歩道橋の設置2カ所、あるいは通行規制の1カ所でございます。以上が斑鳩小学校区でございます。

次に、西小学校区の点検でございますが、点検数は12カ所ございました。うち改良済みが2カ所。これは、水路の補修1カ所と草刈り1カ所でございます。19年度中に施工を予定しておりますものは、6カ所ございます。これは、白線の引き直し3カ所と通行注意等の看板設置2カ所、それからガードパイプの設置1カ所でございます。今後関係機関と協議していかなければならないというものが4カ所ございます。横断歩道の設置2カ所、側溝の蓋の設置2カ所でございます。

それから、次に東小学校区の点検でございますが、東小学校区の方では7カ所でございます。改良済みが1カ所。これは、停止線の線引きが1カ所でございます。それから、19年度中に施工予定しておりますのが3カ所。これは、白線の引き直し2カ所と通行注意の看板設置が1カ所でございます。そして、関係機関と協議していかなければならないものが3カ所ございます。これは、横断歩道の設置2カ所と進入路の取り締まり強化1カ所でございます。

今、申し上げましたように、各小学校区ごとに点検をいたしました結果を全体的にお答えをいたしますと、平成19年度通学路等安全点検の改良を必要とするのが、3小学校合わせまして38カ所でございます。そのうち改良済みが6カ所ございました。ま

た、19年度中に施工を予定しておりますのが19カ所、そして関係機関と協議を進めなければならないのが13カ所でございます。今後も引き続きまして、幼児、児童、生徒の交通安全指導を徹底いたしますと共に、行政、学校、保護者及び地域住民の皆さん方の協力を得ながら、子どもたちが安心して登下校出来るように安全管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ありがとうございます。先ほども申しましたとおり、すぐに出来ることは速やかに処理していただいておりますが、大きな事故につながるような事案については、やはり県や警察や公安委員会の管轄に入っております。この関連機関への働きかけは、何度でも繰り返しお願いしていただきたいと思います。そのことをお願いしておきます。

この通学路に関しまして、目安北4丁目から興留9丁目の南北の道路、途中までは拡幅されていますが、まだ未拡幅の部分は、車が対向出来ない狭い道路幅員であり、しかも道路高と農地との法高も大きく、転倒すれば大怪我を負いかねない状況であります。特に雨の日などはひやひやもので子どもたちが登下校している状態です。この目安新家線というんですかね、この道路の拡幅予定はどのようになっていますか、お聞かせいただけますか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ご指摘の当該町道は、6メートル計画路線となっておりまして、県道の大和高田斑鳩線の御幸大橋から三代川に向かって一部拡幅をしているところでございます。三代川以南約180メートルの区間におきまして拡幅されておらず、狭隘となっております。

町といたしましても、以前より危険を懸念していたところでもございます。また、議員からもご指摘をいただいております。地権者等に対し協力を求めてきましたところ、概ね理解が得られる状況となってきてございます。

そうしたことで、今後農繁期後におきまして、地権者及び関係者の方々に境界の立ち会いをお願いをいたしまして、整備が出来れば用地交渉に入っていきたい。出来れば今年度で一部でも工事が出来るように進めていければと、このように考えております。

議員におかれましても、地元議員ということで、ご協力方よろしくお願ひいたしたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） ありがとうございます。

私が最初に広げてほしいと聞いたのは、小学校に入学する孫を持つおばあさんでしたが、その子は今中1です。地元地権者等の色々な協議をしていただいて、地権者のご協力と町のご努力により、児童生徒の安全が見えてきました。ありがとうございます。しかし、幅員が目に見えるようになって初めて保護者の方は安心すると思います。道筋が見えてきたからには、これから遅滞なく事業を進めていっていただきますようお願いいたします。もちろん私も極力協力はさせていただきます。

それでは、次の質問に移ります。

町内各所にごみステーションが設けられていますが、汚く汚れているステーションは余り目にしません。どなたかが清掃されていると思いますが、このごみステーションの管理はどこが行っていますか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 町では、速やかにごみを収集するため、ステーションに集めていただき収集を行うステーション方式を実施しております。

ごみステーションの管理につきましては、各自治会でお願いをしております。ごみ収集後の清掃やカラスよけネットの収納等につきましては、そのごみステーションを利用されている方により当番制でされているところが多い状況でございます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 各自治会の管理だということですが、そうしたら自治会未加入の方がごみステーションを利用出来るのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 先ほども答弁させていただきましたが、ごみステーションの管理等につきましては自治会にご協力をいただいておりますことから、自治会未加入の方には、まず自治会に加入していただきますよう役場窓口でお願いをしてきています。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 窓口でお願いしておられるということですが、自治会加入には、新規加入金や自治会費の納入、また自治会清掃などに出なくてはならないなど、各種行事にも参加しなくてはならないため、ワンルームマンションの住民の方たちは加

入していただけない場合がほとんどだと思うのです。幾ら言っても加入していただけない人たちのごみステーションの利用はどうでしょう、再度お尋ねします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 自治会未加入の方が同じ地域に複数世帯ある場合には、その複数世帯で適当な場所にごみステーションを定めていただくように指導をしてきているところがございます。

しかしながら、未加入の方が1世帯の場合には、最寄りのごみステーションを管理していただいている自治会にごみステーション利用の許可を得ていただきまして、ごみステーションの清掃等にもご協力をいただくようお願いをしてくれているところがございます。

いずれにいたしましても、ごみにつきましては、その地域で居住し生活されている以上必ず出るものでございます。また、衛生的なこともございますので、ごみを収集しないということは出来ませんし、ステーション収集を実施しておりますことから、戸別に収集をすることも出来ませんので、町からも、未加入の方がごみステーションを利用されることにつきましてその地域の自治会をお願いをしているところがございますので、ご理解のほどよろしくをお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 大変難しい問題であろうと思います。自治会管理で、ハエの発生や悪臭の発生がないようにきれいに輪番制で清掃をしておられる。それを、清掃もしない自治会員以外の方が利用する。この状態をほっておけば、収集日に出し忘れた人が、車で他の自治会のごみステーションに出しに来る。それが続けば、ごみ収集日はおろそかになり、また分別自体も守られなくなってくるというようなことも最悪考えられます。しっかりとした基準をつくり、混乱のないようにするためにも、自治会連合会とも話し合わせ、早期の基準づくりをお願いしておきます。

次に、観光行政についてです。

私、3月に三井の法輪寺近くで仕事をしていました。ちょうど行楽シーズンでもあり、グループ連れ、家族連れ、夫婦連れが多数法隆寺方面から歩いてこられ、法輪寺観光の後法起寺方面へ向かわれました。私はこの人の流れを見て、観光客がこんなに多いのに土産物屋さんがほとんどない。あるのは自動販売機だけとはもったいない。ハイキングを兼ねた観光に来ておられるんだから、何も立派な土産物でなくても、素朴なもので

いいのではないだろうか。三井のあたりであれば、農産物の販売や斑鳩町の特産品を販売すればいいのと思いました。

それには、今はやりの道の駅やそれに類する販売所がありますが、三井や岡本は風致地区内であり、しかも市街化調整区域にも入っており、そのような施設をつくることは種々規制があり、事業費用も相当かかるのは避けられません。

そこで、私思いましたが、露天商の人たちの屋台のような形式にして、例えば浅草浅草寺にあるような顔見せと呼ばれる長屋形式の販売所がありますが、これは何も立派な建物をつくる必要などなく、間口1間、奥行き2間ほどの小屋で、それぞれの農家が生産したものを販売すればどうだろうか。観光シーズンのオフには建物を取りこぼす。期間限定であれば、確認申請、建築確認書ですね、確認申請なども不用な仮設物となるんだろうと思います。期間限定とはいえ観光客の評判がよければ、平群町の道の駅のようにわさが広まり、その販売所自体を目当てに人が集まってくる可能性だってあるわけです。このような試みを調査研究されてはどうでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 三井方面での農産物、また町内産業品の販売方法等についてのご提言でございます。

まず、斑鳩町に現在稼働しております農産物等の直販所についてご説明申し上げますと、団体で実施されておりますのがJA富郷出張所倉庫で行われております富郷農産物直販所、これは朝市ということでされておりますけれども、そして稲葉車瀬で稲葉車瀬営農組合が行っておられます太子の里直販所の2カ所でございます。それと、また三井、岡本、西里、東里方面に、農家個人で行われている直販が季節的に開設されているものも含めて数カ所がございます。

それぞれの直販所においては、地元の安心出来る農産物として口コミで知れ渡ったり、またポスティングを行うなど努力をされておりました、盛況だと聞いております。しかし、直販所では地場の農産物が主でございます、他の町内物産品まで販売されているのは、稲葉車瀬太子の里直販所だけのようでございます。

また、斑鳩町周辺の状況を見てみますと、平群町の道の駅にある直販所、I城市にあります當麻の家の直販所、そして明日香村にあります明日香村地域振興公社のあすか夢販売所など、大小多くの直販所が開設されておりました、それぞれ盛況だということも聞いているところでございます。

さて、議員の提案をしていただいております三井方面の農産物や町内産業品を販売する簡易な施設を整備することによりまして、農業、産業、観光の振興につながるのではないかとご提案をいただきました。現在の斑鳩町の観光を見ますと、まだまだ法隆寺を見て次の観光地へ行く拠点通過型観光が主流ではありますが、近年の観光客ニーズの変化から、グループで回遊する散策型の観光が斑鳩町でも多くなってきております。法隆寺から法輪寺、法起寺へと歩かれる方もふえてきております。それらの方に、斑鳩町の農産物や町内産業品を紹介をいたしまして、経済効果を図っていただかなければならないということは考えております。確かに、三井、岡本方面は、斑鳩町では法隆寺に次ぐ重要な観光地ということでもございまして、知名度も高く、観光客も含めまして多くの集客が見込める地でありまして、近隣農業及び観光の振興につながる可能性は高いものと考えているところでございます。

現在、観光協会によりまして、三井観光自動車駐車場で行われております月に1度のフリーマーケットも年々盛況になっている状況を見れば、可能性というものが実証されているというのではないかなど、このようには思うところでございます。

しかし、販売所を整備いたしましても、斑鳩町には現在特産物的なものも余りございません。そして、多くは季節的に集中する、野菜等季節的に集中をいたしております。地場の農産物の販売だけに、そういったことになる可能性もございます。地元との調整をとりながら、誰がどのように整備していくのかも含めて検討も必要があると、このように考えております。

また、昨年8月に、商工関係者、観光関係者によりまして、「斑鳩町観光・商工まちづくり協議会」が結成をされました。衰退しつつあります商業、観光の振興策を考えていこうとしておられます。現在は、多方面で活躍されておられます講師を招きまして、8月から12月にかけて月に1度セミナーを開催をいたしまして勉強をしておられる段階でございますけれども、観光から斑鳩町の地域活性化を検討されておられることから、特産物の開発、販売も含め検討されるものと、このように考えております。その動向を見ながら、後には農業関係者も取り込んでいくことによりまして斑鳩町全体の産業振興につながればと、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） まちおこしの観点から検討していただくということですが、顔見せ的な販売所で、何も農作物や特産品ばかりでなく、一般の商品でもいいのではと思

います。例えば、町内の染め工場で染められたオリジナルの手ぬぐいやリサイクルした着物などを販売してもいいわけなんであります。十分に検討の価値はあると思いますので、よく研究して行っていただきたいと思います。

それでは、次に官学連携についてであります。

今年2月に、斑鳩町と奈良大学及び斑鳩町と法隆寺国際高校の官学連携の合意がなされました。その後どのような交流を行っているのか、お聞かせいただけますか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 官学連携の質問でございますが、この件につきましては、私の方から一括してお答えをさせていただきたいというふうに思っています。

今、質問者がおっしゃっていただいておりますように、官学連携につきましては、本年2月12日に、当町と奈良大学、そして当町と法隆寺国際高等学校が、教育、文化等の分野におきまして、相互に協力し地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として協定を締結させていただきました。

その後、具体的な内容といたしまして、まず奈良大学との連携について説明をさせていただきます。

初めに、教育委員会との連携でございますが、生涯学習講座、あるいは地域家庭教育講座に奈良大学より講師の派遣をお願いいたしまして、本年度は5名の講師を依頼しているところでございます。

また、文化財関係の連携事業につきましては、平成20年度に藤ノ木古墳の石棺開棺調査20周年を迎えますことから、藤ノ木古墳をテーマに連携事業の展開を考えておりまして、今後具体的な協議を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

次に、商工の分野につきましては、本年7月に開催されました商工まつりにおきまして、奈良大学と斑鳩町商工会青年部との間で調整が図られまして、PRブースでは、学校案内、あるいは学科の研究成果のパネル展示が行われ、その場に、先生3名と大学職員2名が参加されたところでございます。当日は、大学の試験日と重なりまして、3名の学生が参加されまして、主にイベント進行の補助作業をしていただきました。また、当日以外にも、各イベントの計画内容等を検討する実行委員会の会議にも参加されておりまして、その企画、運営を見た中で、今後に向けて商工まつりが発展していくことが出来るよう奈良大学において研究、考察を行いまして、斑鳩町商工会青年部に提案をい

ただけることになっております。

次に、健康の分野につきましては、毎月16日に開催予定の「愛と輝き夢フェスタ」におきまして連携を考えております。奈良大学が臨床心理学分野にて、子育て問題、あるいは学校教育問題等に取り組んでいることから、講演会では社会学部の心理学科の林先生を迎えまして、「家庭における心の健康」と題してご講演をいただき、そして学生の皆さんにも地域ボランティア活動のパネル展示をしていただくことを計画しているところでございます。

最後に、文化振興の分野につきましては、毎月30日にいかるがホールにおきまして、若手落語家と奈良大学落語研究会「古都家」の皆さんを迎えての「創作落語のつどい」と題した落語会を斑鳩町文化振興財団主催で開催する予定となっております。

続きまして、法隆寺国際高校との連携についてでございますが、法隆寺国際高等学校で行われております歴史文化科の「斑鳩学」の授業の一環として、当町職員を講師として派遣をいたしております。なお、連携の具体案の一つにもございました発掘調査への生徒の参加につきましては、現在当町で実施または計画しております発掘調査が、小規模開発に伴います緊急発掘調査であることから、教育的効果や生徒の安全等を勘案する中で、授業として1クラス分の生徒を受け入れる授業としての発掘現場に適していないことや、あるいは県立高校として歴史・文化コースの設置当初より、県立橿原考古学研究所の協力によりまして発掘実習の授業がカリキュラムに組み込まれていること等の理由から、現時点で協議する条件に適していないということから、導入はいたしておりません。

しかし、斑鳩という歴史と文化の豊かなまちに所在する高校として、法隆寺国際高等学校の生徒たちが、単に発掘調査の体験というのではなく、斑鳩での発掘調査に参加することによりまして、その歴史に直接ふれることが出来る点にこそその意義がございますことから、来年度より本格的な学術調査を実施する予定をいたしております史跡中宮寺跡での発掘調査への導入を視野に入れまして、来年度の高校のカリキュラム編制に合わせまして、連携のあり方について話し合いを行い、斑鳩での歴史学習の機会の創設に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後とも、このような奈良大学及び法隆寺国際高等学校との連携をさらに進めていくことによりまして、奈良大学に対しましては、大学の持つ高度かつ多方面の知識、学生の持つエネルギーを活用しながらさらなる地域の活性化を図りまして、また法隆寺国際高等学校に対しましては、文化財に興味と関心のある人材を育成することで、当町の文

化財の保存と活用につなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 先月、8月10日の読売新聞に、法隆寺国際高校の生徒が橿原考古学研究所の協力で、夏休み中の7月31日から8月2日の3日間、橿原市内の発掘調査現場で発掘の実習が行われた旨の報道がありました。参加した生徒は、田んぼの数十センチ下に、1700年も前の田んぼがあって、古代人の足跡に自分の手がふれるなんて、また教室での授業より古代を肌で感じる事が出来たと感想を述べていました。

この官学連携については、当初文化財における連携ということで、斑鳩町、奈良大学、法隆寺国際高校の3者が連携を結ぶトライアングルという形で始動をしましたが、途中から文化財だけではなく行政全般にわたっての連携になり、それでは高校は無理であろうと思われていたのが、町と大学、町と高校というそれぞれの連携に至った経緯があります。

法隆寺国際高校が橿原考古学研究所と連携していることは、私の記憶違いでなければ、委員会などで聞いたことはなかったと思います。人材育成という観点から、斑鳩町が法隆寺国際高校の生徒を受け入れ、現場に立ち会わせて体験してもらおうということは、大変いいことだとは思いますが、しかし、この連携がまだ始まったばかりで、どのような形になっていくのかを見守っていきたいとは思いますが、今の私の感想では、ちょっと時期尚早だったのではという気がします。もちろん、このようにしようというノウハウが熟成されていないということもありますけれども、時期尚早だったのではという気がします。

また、斑鳩町商工会青年部に対し、商工まつりが発展していくように研究、考察を行われご提案いただけるのと、どのようなご提案がいただけるのか、楽しみにしております。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

3月に配布していただきました斑鳩町のハザードマップでは、浸水予想区域図で2メートルから5メートル未満の区域に、今建築中の総合福祉会館建設用地が入っていますが、この2メートルから5メートル未満の区域の中では、北側に位置していることから、2メートルの冠水時での対策はどのようにとられていますか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） （仮称）総合福祉会館の整備につきましては、斑鳩町

(仮称)総合福祉会館整備検討委員会においてご検討していただき、その中で建設候補地の選定につきましてもご検討をしいただいております。

建設候補地の選定条件としては、まず主要道路に近接しており、利用のしやすさにつきましては、自動車、徒歩、自転車等で誰もが安全に利用出来ること。次に、敷地条件としては、面積が十分確保出来、多様な利用者が想定されることから、勾配地を避け、人口が集まっている地域から余り離れていないこと。さらに、実現性につきましては、用地の取得の可能性及び建設工事の可能性が指標となっております。これらの条件を踏まえまして、アクセス道路の近く、敷地面積が確保出来ますところを抽出いたしまして、現在の建設地を確保したところであります。

また、質問者が指摘されております浸水の予想区域図の中で、2～5メートルの区域に建設されるのには何か対策をとられているかというご質問でございますが、まず設計段階では、敷地の高さの計画につきましては、前面道路からバリアフリーで進入出来る敷地の高さを設定しており、自動車、徒歩、自転車等で誰もが安全に利用出来るように配慮いたしております。

このため、計画地の地盤の高さにつきましては、南側の農地より1.9メートル、西側の農道より1.5メートル、そして東側の農道より1.1メートル程度高くなっている計画でございます。

このことから、通常の雨量では、敷地が冠水するような影響が生じないと考えております。

また、大和川流域総合治水対策として、総合福祉会館敷地内に降った雨水の流出抑制対策も行っております。これは、雨水を600立方メートル貯留出来る調整池を建物の下に設置することで、周辺敷地への治水対策の配慮も行っております。

また、建設地が冠水した場合を考慮し、建築物に伴います高圧電気盤、自家発電機装置、空調設備の室外機は、建物の2階の屋上に設置をしており、冠水からの影響がないように計画をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） わかりました。色々考慮されておられますが、この電気系統を高いところに持ってくるということ、またハザードマップの作成については、多分3年前だったと思いますけれども、総務常任委員会が防災の先進地視察を行い、研修をし、議

会から行政に対し申し上げた経緯があります。また、同行してもらった担当者もよく視察内容を研究し、その成果があらわれたのではないかと思います。

この総合福社会館につきましては、オール電化をされるとの報告を聞いておりますが、設計段階では、オール電化にした時に受ける料金サービスの一部しか受けられなかったが、打ち合わせ、会合を重ねる中で、現場担当者の指摘でそのことがわかり、設計変更をすることでオール電化による受けられる最大の料金割引が可能になったとも聞いております。これからのかかるコストを考えると、大変ありがたい指摘であったと言えます。設計事務所は設計のプロではありますが、各詳細については現場担当の方が詳しい時もあります。各部署について、安全率を下げることなく安価で出来ることがあれば、現場の声を聞き、取り上げることも重要なことです。その点を特に申し添えまして、今回の私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、7番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

続いて、4番、吉野議員の一般質問をお受けいたします。4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） まず、「人にやさしいまちづくり」ということについて質問させていただきます。

斑鳩町は、「人にやさしいまちづくり」をいつから標榜されているのか、またこの標榜、スローガンの位置付けはどのようなものでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ご質問にありました「人にやさしいまちづくり」についてでございます。

町長が平成13年度に、5期目に当たり掲げられました、「町政を進めるに当たっての基本姿勢」でございます。平成13年度以降、現在に至るまで、この町長の基本姿勢を根底に、年度ごとにその時代背景をとらまえた重点施策を掲げまして、第3次斑鳩町総合計画に登載された施策を精力的に進めてきたところでございます。

参考といたしまして、今年度の施政方針にありました重点施策を述べさせていただきますと、1といたしまして、「いきいきと学びあえる教育環境の充実」、2といたしまして、「誰もが健康で、温もりとやさしさを実感できる福祉の充実」、3といたしまして、「快適でうるおいを実感できる都市基盤の整備」、4といたしまして、「環境にやさしくやすらぎを実感できる生活環境の向上」、5といたしまして、「豊かな歴史的・文化的資源を生かした斑鳩らしさの創造」、6といたしまして、「多様化する住民ニー

ズに的確に対応するため、「行財政運営の効率化と健全化」を掲げておりました、夢と希望にあふれた「人にやさしいまち・斑鳩」の実現を目指しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 1から6までおっしゃいましたけど、私としてはこの6番が一番大切なところかなと思います。「行財政運営の効率化と健全化」。そして、1から5番までの教育、あるいは福祉、都市基盤の整備、生活環境、そして歴史文化の向上に努めると。もう少し簡単に言いますと、いかに税金を振り分けるか、こういうことが首長として大変なところだと、こういうことはあると思います。

私ども議会側としましては、住民サイドに立って進む方向を間違えないようにチェックしていくということになるかと思いますが、私は「人にやさしいまちづくり」を斑鳩町の専売特許かと思っておりましたが、議員になりまして近隣の自治体に参りますと、あちらこちらで同じフレーズがよく聞かれます。恐らく日本国中の自治体が目指している方向も、この「人にやさしいまちづくり」であろうと思います。

また、北海道の夕張市におきましても、「人にやさしい活気のあるまちづくり」を目指しまして次々とハコモノ行政を推し進めた結果、住民にとっては最悪な結果となり、議員がチェック機能を果たさないために、議員も戦犯だと、議員なんか要らないと言われてしまったということでもあります。私ども、心しなければならぬと思っております。

では、本来の質問に入ります。

学童通学路、主に国道25号と奈良街道の標識等について質問させていただきます。

これは、斑鳩小学校へ通う西から東のルートでございますが、このルートにはたくさんボランティアさん、父兄さんが見守って、夕陽ヶ丘、あるいは西の山、チサンマンション等から、本当に川の流れのように、350名、400名近い子どもたちが、毎朝役場前の陸橋を渡って学校に向かいます。川の流れのように、支流がたくさんありまして、そこから続々と子どもたちが集まってきて、本流の龍田街道へ流れ込む、こういう姿は、全く見ておりますと壮観で、子どもたちを見ているだけで、少子化というのは本当かなあとおっしゃれます。私は、時間を変えたり、色々と、県警へ行ったり西和警察へ行ったり、地元の方とお話したりしながらここを検証してまいりました。

最初の質問ですが、父兄が一生懸命このことは言います。168号になぜ信号がつかないのか、このことをお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 168号の信号、ご指摘されているのは、多分河藪橋の
ところの信号かなと、このように思いますけれども、その件については以前から他の議
員さんの方からもご指摘もありまして、西和警察とも立ち会いを行う中で、部分的な改
良等県でもやっておりますし、町でも対応しながら今日まで進めてきているところでご
ざいます。ただ、変則的な形になっておること、またチサンマンションの方から出てく
る車の量、そして北庄から出る車の量、168号の量、そこから見て信号機の設置は難
しいという状況で今日まできていると。そうしたことで、部分的な改良をやっていくと
いうような形で整理をさせてきてもらったということでもあります。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ここは、一番危険な箇所だと私は思っております。平群方面から
来た車が、多少のカーブがありまして、見通しのよくなった時点でスピードを出して、
竜田大橋の信号に、青であれば通り抜けようとしてすごいスピードを出して通るところ
であります。父兄の皆さんも一生懸命整理してはおりますが、行きは皆でそろって学校
へ行くわけですから、まあまあ危険は少なくなりますけども、帰りはそれぞれ子どもが
個々に帰ってきたりいたしますので、父兄さんは、家に帰りつくまで、子どもの顔を見
るまで心配でならないと、こういう話でありました。

あそこ通る登校の時間は、ただの10分もないんです。集合したら一気に渡ってしま
うんですけども、それがなかなか難しいと。これは、運転者さんのマナーに呼びかける
ことも大切ですけども、やはり10分間だけでも何か信号できちっと止められる方法が
あれば、一番ベターかなと思っております。

続いて、西の山の方の一団は、竜田大橋を渡りまして左側の国道のそばを100メー
トルほどさかのぼります。先日、8月の21日のことなんですけども、私は人権セミナ
ーに参加するために、遅刻をして中央公民館の方に向かいました。その時に、私のすぐ
目の前で、反対車線のトラックが電信柱に激突して民家に飛び込みました。夢のような
情景でした。長い電信柱があつという間に粉々に砕け散りまして、コンクリートの塊が
ばらばらと分解して道路に散乱しました。この車が私の車線の方に向かっておりまし
たら、今、私はこうして質問もしていないはずです。考えましたのは、子どもの通学時
間帯でありましたら、これは恐らく大変な状況になったんだろうと思ひまして、講演も
耳に入らない状態でございました。

この国道25号を通るということは、大変危険であるし、また事故に遭ったお宅の方

も、年に1～2度はこういう事故があると。大体すべて居眠り運転だと。そういう機構になってるのかもしれない、あの道路が。ですから、この国道25号線は絶対使わない方がいいと、私は思います。少し遠回りであっても、北庄の方に回って龍田街道の方に渡った方がいいんじゃないのかと。現場を見れば、どんな父兄であってもそう思うと思います。これについて、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 通学路と申しますのは、本来ある道路、国道、県道、町道、あるいは農道も含めて現行のある道路を子どもたちが登下校をするのに一番安全なところを通っていただくと。この安全な道路を選定いたしますのは、やっぱりその道を通る子どもたちの保護者が、この学区、あるいはこの地域の子どもたちは、この道路を歩いて通学しますと、こういう申し出が学校の方にありまして、それを学校の方で承認するわけなんです、その中で私たちも色々教育委員会に上がってくる中で、今おっしゃっていただいているような方法、北庄の方を回ればいいのではないのかなという案も申し上げるわけですが、やはり朝の登下校の時間の問題、そういったこともございまして、なかなか今おっしゃっているような通路には変わっていかないというのが現状でございます。

そうした中で、子どもたちに、やはり登下校、どう自分の身を安全に確保するのか、どう確保するのかということも子どもたちの中に、あるいは学校の中で交通安全指導等行いながら、安全な通学を出来るように、子どもたちの知識、あるいは認識、あるいは技術等も学校の方で指導をさせていただいているところでございます。

おかげさまで、色々な住民の皆さん方が登下校のご指導をいただいておりますことで、登下校中の大きな事故というのは今はないわけですが、しかし現状の道路を使って登下校する中では、やっぱりいつ事故が起こるかわからない、そういうのはいつも心配をしているわけですが、そうした意味で子どもたち、あるいは保護者の皆さん方も、子どもの安全というものについて十分ご検討をいただいて、そしてやっぱり自分の身を最後は自分で守らなければならないということでございますので、子どもたちへの交通安全というそういう指導に徹底をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 先日もこのような事故があったと、幼稚園の列に車が飛び込んで重軽傷何名と、このような記事がありました。一番事故として悲惨な事故になる可能性

はこの100メートル区間にあると思いますので、また父兄の皆さんにおかれましても、こういうところは使わないようにというように要望いたします。

そうして、龍田街道、つまり大阪の方へ向かう時は大阪街道と言ひ、奈良の方へ向かう時は奈良街道、また龍田街道とも言うわけなんですけれども、ここに300数十名の児童が集まってまいります。最終的には役場前の横断歩道橋を渡って学校に行くわけなんです。この辺のところにも大変問題がありますけども、これについては後ほどほかの議員が質問されると思いますので、ここは省略いたします。

奈良街道、龍田街道の交通標識はほとんど見当たりません。そして、専門用語か何かわかりませんが、警察に伺いますと、いわゆるお願い看板、啓蒙看板がかかっているだろうと、こういうふうに分かされました。私も、よく見ますれば、確かにあるなあと、このような状況であります。この辺の事情について説明をしていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、おっしゃっていただいております猫坂から役場までの通学路の道路につきましては、通学路という看板もございますし、あるいは徐行してくださいという看板もありますし、そして猫坂のところには、通学時間帯を通らないようにということでお願いの啓発もさせていただいております。そんな色んな啓発看板は設置されておりますけれども、最後はやはりその運転される方の交通マナーによるのではないかなというふうに思っています。もちろん、子どもたちも、やっぱり路側帯の中をしっかりと歩くということも指導をさせていただいているわけですが、事故を起こしますとやっぱり運転者が一番責任をとらないかんわけでございますので、そうしたことを十分自覚していただけるような、やっぱり自分で交通マナーをしっかりと守ってそして運転をしていただくようお願いをしたいなというふうに思っています。看板を幾ら立てましても、やはりその運転をする人の心が、そういうものを見ていただければ何にもならないと思いますので、看板よりもやはり運転する人の気持ち、心、マナーというものをより一層向上させていただければありがたいなというふうに思っています。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） この龍田街道に通学時間帯に行ってみますと、道路にはみ出して駐車している車もあつたり、電信柱もかなり多くありまして、生徒はそこでは膨らんで通ります。その脇を建設関係のトラック等が、考えられないようなスピードで通り抜けている時があります。父兄にとっては、大変はらはらさせられるような情景が毎朝見ら

れます。これが、先ほど教育長もおっしゃいましたように、子どもの無事が守られているのは、父兄の方々、あるいは多くのボランティアの方々のおかげだと思います。ただか15分から20分の間だけのことでございます。みんなで知恵を絞って安全な方法を考えなければならない、もうとっくに考えられていなければならないものだと思います。

以上、通学路についてはここまでにさせていただきます。

今の点は子どもさんのことでしたが、先日、竜田大橋のジャスコ寄りの狭い歩道で、30センチもないような歩道なんですけど、そこを歩いていたご婦人が大型トラックの風にあおられてころんで捻挫したということでもあります。これは、国土交通省の管轄でございましょうけども、大変、人にやさしい、あるいは年寄りにやさしいということにはなっておりませんで、この辺がひとつ斑鳩町としては、この辺の道路についてはネックではないかと思っております。

それでは、次に、法隆寺南大門の町道の危険性の認識についてお尋ねいたします。

南大門の前の東西の町道については、以前はもっと細い道であったんですけども、だんだん改良されまして、車の量が大変多くなりました。しかも、若い運転者などはかなりのスピードを出して通り抜けると、こういう状況が時々見られます。

この件で、西和警察に伺いましたところ、ここには、交通標識はありますけども、運転者のマナーを向上させるようないわゆる看板、啓蒙看板、法隆寺にふさわしい啓蒙看板を考えられたらいいんじゃないかなと、こういうご提案がありました。例えば、子どもの坊さんが、一休さんのような坊さんが通っている看板というようなものだと私は思っております。この辺の危険性は、私ども観光ボランティアはしょっちゅう通りますので、参道を通っていく者にとっては、U字形の県道よりもこの町道の方が危険だなあと、こういうことになってきております。この辺について、ひとつお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 質問者もご承知のこととは思いますが、法隆寺南大門前の現状を申し上げますと、法隆寺を参拝される観光客は、公共交通機関、そしてまた車で門前周辺の駐車場を利用した後、法隆寺門前線の、県道でありますけれども、その歩道から町道202号線、今ご指摘をされている東西の町道でございましてけれども、その横断歩道を利用して法隆寺へ進まれるのが一般的な順路であると、このように思

っています。

その際、町道202号線、いわゆる三町自治会の通りを通過する車両、特に自動車と横断中の観光客とが接触する危険性をご指摘されているのではないかなど、このように思いますが、基本的には道路交通法に基づきまして、車両等が横断歩道等に接近する場合、明らかに横断者がいない場合を除きまして停止することが出来るような速度で進行しなければならないと規定をされております。また、横断者がある時には、当該横断歩道の直前で当然一旦停止をして、かつ歩行者の通行を妨げないようにしなければならないと、このようにもなっているわけであります。

また、歩行者の横断方法についても規定もされております。「歩行者は、道路を横断しようとする時には、横断歩道がある場合の付近においては、その横断歩道によって道路を横断しなければならない」、このように規定をされているわけです。

そうしたことと、町道202号線におきましては、速度規制もありまして、30キロという規制がなされております。車両については、より慎重な通行が求められているところでございます。

道路管理者といたしましても、当該周辺におきまして、ドライバーに対しまして、横断者に注意するような啓発看板の設置も行っております。今後、さらに、当町を来訪される観光客、また住民の方々が交通事故に遭わないよう交通安全施設の設置等を検討をしてみたい。

いずれにいたしましても、自動車の運転者等に対しまして、さらに交通マナーの向上と道路環境整備に努めていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） この地点については、年々危険性が増しているものと私は思っております。県警並びに西和警察さんにおいても、同じような考えを持っております。一番いいのは、強制的に車のスピードを抑える方法、例えばハンプといいまして道路にでこぼこをつくる、あるいは狭窄といいまして道をせばめてスピードを出しては通れないと、こういう方法もあるんだそうですけども、これは法隆寺の門前ということで、振動とか音響とかの関係で適切ではないだろうと警察の関係者は申しておりました。ですから、何か一つ、先ほど申したような啓発看板で運転者のマナーに呼びかける方法が一番今のところはいいいんじゃないかと思っておりますので、この件についてはよくまた考えていただきたいと思っております。

続きまして、JR法隆寺駅関連について質問させていただきます。

これについては、前回6月議会におきましても様々なことを申しました。その後も私は、時間がある限りJRさんに行ったり現場に行ったりして、色んなお話を雑談しながら聞いております。

先ほど嶋田議員も発言されておりましたけども、色んな議員さんがお話に来られると。それについては、やっぱり大阪のJRの方にも伝えていると。実は、JRのホームに椅子が少ないという話、これについては、非公式ですけども、今年度内に椅子をふやすと、こういうことでした。

それから、前回私が質問いたしました営業終了後の深夜帯、この時間に無人になりまして犯罪の可能性がある。これについて、私も駅に行ったりして要望しておりましたところ、これについても監視カメラを今年度中に設置する予定のようですと、予定ですとは言えませんので、予定のようですと、こういうお答えが出てまいりました。さすが、JRは民間の企業ですし、結構反応が早いなと思いました。

先ほどは、自由通路の椅子の問題が提起されました。これについては、私も全く嶋田議員さんの発言に同調するところであります。年寄りにとっては、あるいはちょっと体の弱い方にとっては、椅子というものがどれだけ大事なものか。恐らくこの議会におられる方は、皆さん健康な方ばかりだろうと思いますので、その辺がまだ認識出来ないのかもしれないなと思います。椅子とトイレは、年をとってきますと2点セット、大変大切な、あるいは施設でございます。

もう1つトイレの件。駅構内にはもちろんトイレがございます。しかし、駅構内から出まして、例えば観光客が法隆寺へ向かうとしますと、その間はトイレというものは1つもございません。

先日、子ども議会で子どもさんの発言がありました。斑鳩町に世界に誇れる素敵なトイレをと、こういうご提案でした。私も、あちらこちら旅をしまして、すごい立派なトイレがありますと、ここの自治体はすごいなと、それだけで気持ちがよくなります。トイレというものは、そういうものでありますし、ぜひとも観光立県、観光立町を目指している、しかも法隆寺のある斑鳩町ですから、ひとつぜひこの間に町営のトイレを設置していただけないかと、子ども議会の議員さんと一緒に要望いたします。これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） JR法隆寺駅の関連する事業についてでございます。

まず、椅子の関係につきましては、さきの嶋田議員のご質問にお答えさせていただいたとおりでございます。北口、南口の広場整備状況を見て対応をしていくということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

次に、公衆用トイレでございますけれども、駅舎橋上化事業を進めるに当たりまして、橋上駅舎内のトイレを設置することについてJRとも協議をしましてまいりました。そして、自由通路内での設置については、管理上の問題もございますことから、JR側で駅舎内のトイレを利用するというので、JRとしてもサービスの一環としてとらえていただいております。駅舎側のトイレを利用をしていただくということになったところでございます。このことにつきましては、議会の方にも申し上げてご理解を得てきたところでございます。

そして、駅から法隆寺までのルート上ではどうかということについてでございますけれども、法隆寺駅から法隆寺まで約15分程度でございます。法隆寺iセンターや法隆寺観光自動車駐車場にトイレを完備しております。駐車場のトイレの整備もさせていただきました。駅から15分程度でございます。公衆用トイレの必要はないと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） トイレもだめ、椅子もだめと。何か、私も後期高齢者でございますので、本当にこれでやさしいのかなと思います。そうした、例えば、途中でスーパーの万代というのがあります。ここにトイレがあるそうなんですけれども、ここらあたりを、自治体とスーパーとの間で話し合いをしてもらいまして、ここにもトイレがあるよと、こういうことを観光客に知らせるような方法もあるんじゃないかなと思います。コンビニなどは、どうかご自由にトイレを使ってくださいと、こういう標識もあったり、こんにちわと言って入って、トイレ使わせてもらいますよと言って使わせてもらう場合もありますので、切羽詰まった時には、どうしてもトイレが欲しいと、こういう場所が必要になるわけでありまして。観光客さんに、なるべく金を落とさないよと、ごみを捨ててはいけませんよ、トイレありませんよ、椅子ありませんよというのでは、何かやっぱり斑鳩町としては、人にやさしい斑鳩町というのは、ちょっと情けないんじゃないかな。もうちょっと色んなことを配慮しながらいい方向に持っていくのが、私は斑鳩町の姿勢ではないかなと思います。

トイレ、椅子については以上ですが、JRさんと私どもの斑鳩町は観光というような点で、同じく客商売なわけでありますので、お互いに頻繁に協議し合いまして、なるべくいい方向に持って行っていただいた方がお互いのためだろうと思います。そういう点で、斑鳩町としてもなるべく腰を軽くされて、自由にお話をされている中から次々といふ案が出てくると思いますし、これで行くんだという方向ではなくして、よい方向によりよい方向にと向かっていただきましたら、私ども観光ボランティアといたしましてもありがたいこととございます。

今までお話したことはすべて、人にやさしくということはどういうことかということとで申し述べているのであります。

次に、斑鳩の景観、環境についてということ。

先日、2、3日前でしたか、県庁へ行きましたら、その景観についての役員さんの椅子が全部あいておりました。どうしたんですかと言うたら、実はあなたの来られた斑鳩町へ全員行っているんだと。屋外広告キャンペーンということで行っているんだということでした。これは、景観についての重要なことですので、これについて簡単に説明していただけますか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 町の景観を阻害をする要因の一つとして、屋外に掲出された広告物もその一つだと考えております。そうしたことで、現在町内の道路に無秩序に張り出されたはり紙、はり札、立て看板、広告旗といった違反広告物については、景観を損ねる要素の一つとなっておると共に、通行の妨げになってございます。

このような現状に対応するために、町職員及び委託による簡易除却を実施しているところでございますけれども、それと加えて環境保全推進委員さんの方々にお願いをいたしまして、いち早くその掲出状況を報告をしていただくということで、違反広告物の除却をするように努めてはいるところでございます。

しかしながら、現行制度では、除却作業については、町職員や委託業者に限られているところでございます。環境保全推進委員の方々に町に報告をいただくというお願いをするにとどまっているということで、推進委員さんは直接除却をするということが出来ないというようなこともございまして、屋外広告物法の法整備もなされて、住民と行政が連携、協力して違反広告物対策を進めるということで、その条件が整ったということで、当町では町民が違反広告物を主体的に除却出来る制度といたしまして、「斑鳩町違

反広告物を出さないまちづくり推進団体制度要綱」を制定をいたしました。本年4月より運用を開始をいたしました。これまでに2つの団体、秋桜の会、やすらぎ会を推進団体として認定をさせていただきました。ボランティアとして違反広告物の簡易除却を行っていただけるようになったところでございます。

そして、今、一定述べていただきましたように、去る9月4日には、県が主催いたします「ふるさと奈良違反広告物一層キャンペーン出発式」が、斑鳩町役場を会場に実施をされました。2つの推進団体がキャンペーン隊として参加していただき、除却活動を行っていただいたところでございます。

このように、地域の住民の方がみずから違反広告物を除却出来ることから、これまで以上に効果的な違反広告物の除却が可能となって、本町の景観や環境の向上にも寄与するものであると、このように期待をしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 私が見るところでは、斑鳩町はほかの前後左右の自治体と比べますと、それほどけばけばしい広告もないように感じますが、それとまた逆にもうひとつ寂しいなというところもあります。しかし、今、部長がおっしゃいましたように、景観については、斑鳩町は敏感にならなければならない自治体であると思います。

奈良市と橿原市は、景観行政団体として去年登録されました。なかなかこの景観行政団体になるということはハードルも高いだろうと思いますが、斑鳩町もその方向に努力していただきたいと思います。

それから、つい先日、9月1日に京都市では議員全員が賛成して、100年後のまちを見据えて眺望景観創生条例というものをつくりました。また、奈良県の荒井知事は、観光県として県景観条例を来年度の制定を目指すと、こういう新聞記事もございました。私は、斑鳩町こそ地方の自治体として率先してこのようなものに参加すべきだろうと思いますし、斑鳩町が一番お似合いじゃないかなと思います。斑鳩町が単独行政を敷くと決意したことは、私は大変よろこばしいことだと思います。日本全国、明日香と斑鳩町ぐらいは単独行政でいくということに関しては、誰でも納得して、ああ、そうかと言ってもらえるような気持ちもいたします。

それから、エコロジーとか環境とか景観という言葉から思い出されるイメージとして何かと、漢字1字で言えば何かというアンケートがあったそうです。圧倒的に多かったのが、「緑」という字だったそうでございます。今、地球温暖化とか色々と言われてお

ります。自然環境を守る主役は緑の植物であるという共通認識が全国的に生まれてきている、全世界で生まれてきているところでもあります。

ところが、斑鳩の西の玄関口、つまり昭和橋をわたってすぐのところに、国道25号に面して2つの大きなマンション計画が進行しております。1つは、元サイゼリヤがありました場所でもあります。ここは、今、地下工事が、基礎工事が行われておりまして、近隣の住民は、今年は特に暑かったもんですから、振動とほこりと、それから自宅から数十センチ、1メートルと離れないところで行われる工事によって、神経衰弱になっているような状態であります。今後、これが1年続くわけであります。私どもの地域は、結構高齢化が進んでおりまして、この工事の音を聞きながら終わるのは嫌だなど、このぐらいの認識がございます。

もう1つは、三室病院の向かい側は、あそこを見ましたらわかるとおり、大きな森林をなしております。国道25号では、これが一番大きな最大の緑であります。

そして、斑鳩町としては、私は斑鳩町のよさ、景観というものは何かといいますと、斑鳩町の全域にわたってこういう森林が浮島ように浮かんでいる。高台に上って山の方から見ますと、斑鳩町は本当にいいなという一つの特徴としては、浮島のような緑であると思います。もちろん、三室山でありますし、それから吉田寺の森でありますし、竜田公園の森林であります。あるいは、龍田神社の鎮守の森。そして、この三室病院前の森に関しては、地域の人々は、これを見るたびにほっとすると、皆さんおっしゃいます。

ところが、この開発する業者は、この緑を全部はぎ取りまして、ここに3層のマンションを建てようと、こういう計画であります。1層目は、15メートルですから、それほど目立たないだろうと思います。また、その建物の前に緑などを植えますと、あるいは隠れるかもしれません。ところが、2層目、3層目となりますと、あそこには神南の墓場がございますけども、その横にあった大木よりも高いビルがそびえ立つと、コンクリートの塊が出来ると。

これに関しては、我々住民はみんな違和感を持ちまして、町内会といたしましても、それぞれこれは困るなど、もう少し高さを下げてもらえないだろうか、あるいは緑をもってたくさんふやしてもらえないだろうか、こういうふうに希望しております。8,500平米という大きなグリーンであります。これについては、先ほど申しましたとおりに、町内会、近隣町内会も、住環境を守る条例というものをつくりまして、1,000名以上の署名捺印をもって条約を締結しているんでありますけども、これは業者とい

たしましては、こういうものは考慮のほかと、やることはやるんだと、こういうような強固な姿勢できております。

お名前は言いませんけども、斑鳩町の都市整備課長さんは、何の違和感もないと、こういうように、住民の前でも私のお話する中にも、これは何の違和感もないというふうに言われますと、私ども住民としましては、斑鳩町の都市整備課長さんが言うことと我々住民とはかなりの温度差があるなと感じております。これについて、ひとつコメントをお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 斑鳩の景観についてのご質問をいただいたわけですが、斑鳩町は世界文化遺産の法隆寺、法起寺の仏教木造建築物をはじめ藤ノ木古墳などロマンあふれる古墳群が長い歴史の中で息づいております。また、古歌にうたわれている風光明媚な山や川、豊かな自然にめぐまれ、これらの寺院などと自然が一体となって広く斑鳩の里という名で親しまれているということについては、私ども承知はいたしているところでございます。

こうした斑鳩の持つ歴史的な価値や自然環境を保全する地域として、斑鳩町では町域北側の緑豊かな山地丘陵部、あるいは優良な集団農地につきまして、市街化調整区域として開発を抑制して自然環境の保全を図っているところでございます。

また、斑鳩の景観や自然環境を保全すべきところにつきましては、風致地区に指定をされておりまして、風致地区内での開発行為、建築行為を行う場合には、奈良県風致地区条例に基づきまして緑化が義務付けられております。緑地の維持並びに保全が図られ、風致景観に配慮されるよう誘導をしているところでございます。

質問者がおっしゃっておりますように、斑鳩町全域をとらえて同じような考え方でまちづくりをするという考え方ではなしに、その地域の特性を生かしたまちづくりが必要であるのではないかなと考えております。例えば、市街化を促進することを目的とした市街化区域におきましては、都市計画による用途地域の指定によりまして、建物の用途の混在を防止することによって生活環境を保全をします。また、用途地域ごとに町が定めた都市計画であります高さ制限を設けまして、いたずらに景観を損なうような高さの建物が建築されないようにも規制をいたしております。また、開発指導要項において、個別に一定規模、3,000平方メートル以上でございますけれども、開発行為にあっては、公園、広場の設置、あるいは工場等におきましては、緑地の確保を指導している

ところでもございます。周辺地域における良好な住環境の保全にも努めているところでございます。

そして、都市整備課長の問題が指摘をされましたけれども、都市整備課長の方は、近隣に5階建ての住宅、また国道を挟んで7階建ての病院等があることから、特に違和感はないというような答え方をしたのではないかと、このように思っております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 山や公園に緑があるのは当然であります。市街地にあるからこそ貴重な緑ということになります。平成16年に景観法が制定されまして、景観のコントロールについては地方自治体に権限を与えられたわけでありまして。斑鳩町としましても、我々住民の気持ちを十分察していただきまして、我々に協力していただきたいと思いません。民間の開発業者の利潤を最優先し、住民の求める景観の整備や保全に責任を果たさない政治では、景観は破壊されるばかりです。自治体も企業も、良好な景観を守ることは社会的責任であるということを感じていただきたいと思えます。この件に関しては、ここまでしておきます。

続きまして、大きな2番ですが、第3投票所、これ紅葉ヶ丘団地内の集会所の件でございます。ここは、非常に、三室山の中腹にございまして、かなりの坂道を上った上にまた階段を上らなければ投票出来ないという場所でありまして。これについては、前々からこの問題ずっと尾を引いているようでございますけれども、参政権、あるいは投票をするという権利について、物理的な理由によって出来ない、やりにくいということであれば、これはやっぱり地方自治体としても考えてもらわなければならないだろうと思えます。

ここ、利用した人はわかると思えますけれども、三室の地域の住宅から見ますと、平地からかなりの坂を一回上って、それからまた坂を上って、それからまた階段を数十段上って投票所にやっとたどり着くと、こういう状況であります。もちろん、年をとった方、あるいは体の不自由な方は投票しにくい状況にありまして、これがフラットなところであると、多少離れておりましても、子どもさんや誰かに車に乗せてもらって投票所に連れていってもらって投票するという事は可能なんですけど、ここはそういうことも出来ない場所であります。

ここの投票所を廃止すると、こんなことを言っているわけでもありません。我々の笠町とか紅葉ヶ丘とか神南の住民にとっては、ある程度水平移動でたどりつけるところでござ

ございますので、これはこれでいいと思いますが、三室地区の一部住民さん、ここは大変困ると、それで投票しないんだと、こういう人が結構たくさんおられるように聞いております。また、三室地区の自治会としましても、これについては恐らく何回も申し込んだろうと思いますが、これは総務関係でしょうか、ひとつお答えをいただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 清水選挙管理委員会事務局書記。

○選挙管理委員会事務局書記（清水建也君） ただいまご質問の第3投票所の投票区の見直しにつきましては、以前にも議会においてご質問いただきまして、答弁をさせていただいたとおりでございますが、隣接投票区との合併、あるいは区域の変更につきましては、関係自治会、または関係区域等からの申し出、あるいは要望が必要でありまして、また投票区内の有権者の同意も当然といたしまして必要となってくるであろうというふうに考えております。仮に投票区を変更するといたしますと、当該区域の有権者の方々のうち、現在の投票所周辺の方につきましては、遠くの投票所に行くことに反対されるでありましょうし、またなお一層遠くなる方もおられると考えます。

そうしたことから、自治会や有権者の同意がまとまらず、当町のみならずどの市町村におきましても、投票区の見直しには難しい状況だということでご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 地方分権に伴いまして、投票所については各自治体の裁量に任せられるという状況になってきております。これについては、もう一度十分に考えていただきまして、住民の要望にこたえられるような結果を出していただかなければ、住民としては、住民はこのようにしてもらいたいと言っているわけですから、また住民も協力いたしまして、例えばアンケートとか記名とかいたしますので、ひとつもう一度よく考えて、住民の希望が通るようによろしく願いいたします。難しい難しいと言ってしまうのは、いつまでも解消されません。色んな理由があると私は聞いておりますし、それはそれでわかりますが、やはり地方分権もここまで進んでまいりますと、地方自治体の力によって住民はどんどん幸せになったりやさしい気分になったりすることが多いだろうと思っております。よろしく願いいたします。

それから、もう1つは、公営ポスター掲示場についてであります。龍田北6丁目、龍田ネオポリスには、常に選挙の時にポスターがございません。私どもが選ばれる町会議

員の選挙の時にも、ここへ行きますと、何でこのところにはこういうポスターがないのかと、ぜひこれは議会で質問してもらいたいと、こう言われました。なるほど、私はこの住民の気持ちも十分わかりますし、この地域にもぜひ、この地域だからこそ公営ポスター張る場所を設定していただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 清水選挙管理委員会事務局書記。

○選挙管理委員会事務局書記（清水建也君） 公営ポスター掲示場の設置に関しましては、公職選挙法第144条の2第3項等の規定によりまして、投票区の面積と有権者数の規模に応じまして、投票区ごとにおけますポスター掲示場の設置数が定められておるところでございます。

ご質問の龍田北6丁目につきましては、第1投票区に属しておりまして、第1投票区の面積は約1.33平方キロメートル、有権者数、選挙人と申しますが、有権者数は約2,500人でありますことから、この第1投票区では7カ所の公営ポスター掲示場を設置することとされておりまして、この数を超えて設置することは出来ないこととなっております。

したがって、質問者がおっしゃる地域に掲示場を設置する場合、現在の7カ所の設置場所の変更が必要となってきます。そういったしますと、また別の問題が生じることも予想されまして、このようなことから、龍田北6丁目、今、議員がおっしゃっている龍田北6丁目に公営ポスター掲示場を設置することにつきましては、非常に難しいと言わざるを得ないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） わかりました。非常に難しい。確かにそのとおりだろうと思いますが、平成12年から県の選管通達で、地方自治体の裁量に任せるということになったわけですから、知恵を働かせてひとつ、難しい、難しいということではなしに、難しいけれども努力するという方向でひとつ、住民の要望に最大限こたえていただくような、人にやさしい斑鳩町をひとつよろしく願います。

そうして、最後に4番、文化財活用センターに関連してでございます。

藤ノ木古墳の件でございます。藤ノ木古墳につきましては、あの古墳が発見された当時、日本国中が大騒ぎとなりました。それはなぜかといいますと、ファイバースコープを用いましてリアルタイムに、その日その時が時間で家庭に配信されたからであります。ですが、その後は大変静かな状況になりまして、今のところは、キトラ古墳とか

高松塚の方に住民の目は注がれております。また、この古墳の被葬者は誰であるかということについても、色々興味のあるところがございます。また、古墳の形態についても、今、再生というような形で行われておりますが、この辺の状況についても、それから古墳の主のお骨は今どうなっているのか、この辺、制限時間近付いてまいりましたが、ひとつよろしくご回答をお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 藤ノ木古墳の調査につきましては、昭和60年に第1次調査を実施いたしまして、大変優美な馬具の出土によりまして、全国的に大変有名になったところでございます。

今、質問者がおっしゃっていただいているように、古墳の被葬者につきましては、これは誰もが関心を持っているところがございますけれども、また多くの研究者の中で考察をされているところがございますが、皇族説、あるいは有力豪族説等諸説がございます。そうした中で、被葬者が誰というはっきりとしたそうした遺物も出ていない中で、今、考古学的にはそうした結論は出ておらないというのが状況でございます。

それから、被葬者の骨でございますが、発見以来京都大学の方で人骨調査のために預かっていただいております。今も調査を続行されておまして、京都大学の方で保管されております。しかし、当町の場合、古墳は文化財でありますと共に墓であるということから、調査関係者のご理解とご尽力によりまして、骨の一部を石棺内に納めさせていただいているというような状況でございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 我々が目にする古墳の状況と申しますのは、うっそうと木が繁っていたりするわけで、藤ノ木古墳の場合は、私が最初に見た時には、現在のような形ではなくて、一部に木が繁ったり、そういう状況でありました。近隣の方たちから言われますと、そういう状況が自分たちの目になれている状況であると。今、お碗を伏せたような状況が現出しておりますけれども、土木工事としては、確かにこういうものがあつたんだらうなという程度の土木工事ではないものかというように聞いております。

この古墳の件に関しては、また後ほど質問をさせていただきますけれども、ここに文化財活用センターというものが併設されます。このセンターは、常時開設でしょうか。また、この文化財活用センターに展示する予定品目はどのようなものでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） （仮称）文化財活用センターにつきましては、展示いたしますレプリカを今年度製作をいたしております。その内容でございますが、藤ノ木古墳、あるいは斑鳩を紹介する映像の制作、それから展示棟や管理棟の建築工事や、あるいは展示工事につきましては、平成20年度の整備完成を目指しているところでございます。

それから、施設の運営につきましては、（仮称）文化財活用センターの設置条例を制定していくことになるというふうに思っています。その中で、藤ノ木古墳をはじめ斑鳩の歴史、文化を紹介するガイダンス機能を有する施設でありますことから、休日や祝祭日及び観光シーズン等における見学者の利用も考慮して、開館時間や、あるいは休館日等を設定していきたいというふうに考えております。

なお、（仮称）文化財活用センターの設置条例につきましては、取りまとめが出来ました段階で担当委員会とも十分ご相談させていただきまして公布をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 以上をもちまして質問終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、4番、吉野議員の一般質問は終わりました。

午前11時15分まで休憩いたします。

（午前10時56分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、これより通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

では、1番目の防災協力・連携の促進についてであります。災害時において、自助・公助と共に協力の重要性が、阪神淡路大震災以降、被害の軽減、早期復旧には欠かせないものと認識されております。特に、地域における住民自主防災組織、ボランティア、事業所等に対し防災協力活動を求めていくことは、今後の重要な政策の一つと考えます。

その中で、事業所は、地域の防災力の担い手として、地域に密着し、被災地の近くに所在することから、迅速な初動対応が可能である。また、平時における事業所の活動の

中で培った組織力が発揮出来、専門的な資材や特殊な技能・技術を保有し、多様な活動が可能で、有事における地域の防災力強化のかぎを握っています。また、大規模災害後の早急な復旧、迅速な回復を図るためにも、地域に所在する事業所に対し防災協力活動を求めていくことは、今後の重要な課題であります。事業所を含めた地域の住民、自主防犯組織、ボランティア、NPO及び行政の連携により、地域の復興が効果的、効率的に行われることが不可欠であります。

以上の要旨を踏まえて4点についてお伺いいたします。

まず①点目の、防災協力の連携について。当町の地域防災計画の中に、住民、事業所の基本的責務といたしまして、災害対策基本法第7条、住民等の責務に基づき積極的に災害防止に寄与するよう明記されています。現在、災害時において、町と事業所間の防災協力はどのような形で連携をとられているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 防災協力の連携についてのご質問でございますけども、本町におきましては、災害発生時における応急対応、情報収集、緊急物資の円滑な供給等を行うため、官民との防災協力の連携を図り、災害時等における体制の充実を行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、1つといたしまして、友好都市であります兵庫県並びに大阪府の太子町、長野県飯島町とは、災害時等相互応援に関する協定として、「食糧、飲料水、医療品、その他生活必需品の供給及びあっせん」、「被災者の救援、救助活動及び応急復旧等に必要な資機材のあっせんまたは提供」、「救援、応急復旧に必要な職員の派遣」、「被災者の一時受け入れ」についての協定を締結をいたしております。

次に、2つといたしまして、町内郵便局とは、「被災町民の避難先及び被災状況の情報相互提供」、「災害救助法適用時における郵便の特別事務取り扱い」、また「高齢者及び障害者などの災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力」、「所管施設及び用地の相互提供」、「災害情報に係る広報の掲載」について、相互協力に関する協定を締結いたしております。

次に、3つ目といたしまして、奈良県及び県内の町村とは、「応急給水」、「応急復旧工事」、「必要な資機材、車両の抛出」、「工事業者のあっせん」等について、災害時等における相互応援に関する協定を締結いたしております。

次に、4つとして、イオン株式会社西日本カンパニーとは、「応急食料及び生活必需

品の提供」、「ジャスコいかるが店の駐車場の被災者に対する避難場所としての提供」等についていたしております。

5つといたしまして、敷島製パン株式会社とは、「パン類の調達」について、6つといたしまして、奈良県農業協同組合斑鳩支店とは、「米の調達」について、それぞれ災害時等における応急食料・生活必需品の提供等に関する協定を締結しているところでございます。

また、町内の建設業者に対しましては、出水期前におきまして、事前に災害時における協力依頼を行うと共に、災害時において提供が可能な人員、資機材等の把握に努めておりまして、災害発生時における応急対応、情報収集、緊急物資の円滑な供給等を行うための防災協力、連携を図っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、答弁にありましたように、町内の郵便局との相互協定の中に、「高齢者及び障害者などの災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力」について、どのような内容なのか、参考にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 町内郵便局との「高齢者及び障害者などの災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力」の内容でございますけれども、本相互協力につきましては、災害時の協力事項の1つといたしまして、町及び町内郵便局の相互におきまして、高齢者及び障害者などの災害弱者についての避難情報や安否情報等につきまして情報の共有化を図りまして、その情報によりまして、高齢者・障害者等の安全確保のための対応につきまして、町及び町内郵便局が相互に協力を行おうとするものでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、災害時におきましては、今言われました相互協定に基づき正確に実効性のあるものとして運用出来るよう、また事業所との連携を密にさらなる強化を期待いたします。

次に、②点目の高齢者・障害者等の要援護者への緊急的対応についてであります。災害時の避難時において、高齢者・障害者等の安全の確保については、私が6月定例会におきまして、災害弱者の安否確認のための高齢者マップの必要性について質問をさせていただきました。今回は、要援護者をどのような体制で助け出すのか、また緊急的対応について具体的にお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 災害発生時には、要援護者の所在把握に努めることがまず第一であると考えております。安否確認につきましては、今後作成を予定いたしております要援護者リストであらかじめ把握した災害時要援護者の情報を地域と共有することにより、地域の消防団や住民の方等のご協力を得て実施してまいりたいと考えております。災害が発生すれば、その災害地域に取り残された要援護者がいないかどうかの確認を行い、さらに避難所においても所在把握を行うなど、迅速に安否確認の結果を集約する必要があります。

このように、速やかに緊急時に対応するには、日ごろの備えと災害時の支援方法について準備をしておくことが大切であると考えております。例えば、要援護者をはじめ隣近所とのコミュニケーションを密にして災害時の情報提供等の協力をお願い出来る関係づくりも大切ではないかと考えております。

また、災害時に支援や安否確認などを行うために、対象者を把握し、防災指導、啓発等を行うため、高齢者や障害者等に災害時の手助けについて希望を調査し、状況把握するためのアンケート調査を実施し、要援護者リストを作成する予定であります。このリストにつきましては、地域の防災組織や自治会、民生児童委員、小地域福祉会等と情報の共有を行い体制を整えたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 要援護者に対する安全確保はどのように対処していくのかというのは、やはり地域の皆さんにご協力をいただいてその体制を図り進めていくということが重要になってくるんですけども、そこで地域の連携体制、また避難誘導についても、もう少し突っ込んで具体的にどうするのかをお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 災害が発生した時に、災害時要援護者に対しまして適切な避難支援活動が出来るように、気象状況や避難所の開設状況等の避難情報を伝達したり、安否確認や避難所への誘導を行う避難支援者をあらかじめ定めておくことが必要であると考えております。

また、地域で協力し防災訓練を行い、災害時要援護者本人も出来るだけ防災訓練に参加していただき、避難所までの経路を実際にたどってみるなど安全な避難経路を確認していただく中で、災害要援護者をより安全かつ確実に避難誘導するために、地域の危険

個所や安全な避難経路、避難に必要な時間等を把握しておくことも重要なことであると
考えておりました。今後、地域と連携を図り緊急時対応について検討をしてみたい
と考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 要援護者への事前の支援体制については、今、ご答弁いただき
ましたのでよくわかりました。災害が発生した時には、地域の方が要援護者の方をまず
安全な場所へ避難させ、そこから避難所へ移送することになると思いますが、その場合
の移送体制についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 避難所への移送体制、移送手段でありますけども、車椅子
を利用されている方につきましては、地震等で道路が陥没等し車椅子で通行が出来な
くなった場合には、担架により地域の方と連携し避難していただくことになるかと考
えております。

道路が通行出来る状況でありましたら、町で保有しております移動支援車の利用を考
えておりますが、町内に車椅子のまま移動出来る福祉車両を保有している事業所等が
ありますことから、災害時にその利用について事前に協力を得られるようお願いをしま
いりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 移送手段については、今、ご答弁がありましたように、地域の
協力と、また民間事業所との事前の協力が必要になると考えられます。

そこで、このようなことを踏まえて次の質問に入ります。③点目の防災協力事業所登
録制度についてであります。この制度は一部の地域において既に導入されております。
個別の事業所が持つ機能、地域の重要な防災力の一つと考え、災害や事故が発生した場
合に、必要に応じて事業所に協力を要請することで、行政の対応能力を超える分野での
災害対応力が期待出来るのが大きなポイントであります。今後、災害時における対応を
考えた時、具体的にこのような形で協力していただくことが必要であると考えますが、
町の見解をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 防災協力・連携の促進に係ります「防災協力事業所登録制

度」についてのご質問でございます。

先ほどご説明申し上げましたように、災害発生時におけます応急対応、情報収集、緊急物資の円滑な供給等、災害時等におけます体制の充実を行っているところでもございますが、今後におきましても、質問者も申されておりますように、防災協力・連携の促進をより図っていく中で、防災協力事業所登録制度につきましては、先例を参考にしながら、本町の災害時での有効な対策といたしまして調査研究をしてみたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 災害が発生した時には、その災害に応じて協力の内容が異なります。特に地震災害の場合は、協力の範囲が広範囲にわたると考えられます。したがって、そのような時、具体的にどのような協力が得られるのか、また業種ごとで把握し防災協力体制を明確にする必要があります。今後、登録制度については、地域の情勢、防災の意識を高める中で調査し検討していただくよう要望しておきます。

次に、④点目の緊急地震速報に対する正確な理解とその対応についてであります。皆さんご存じのように、地震の揺れを直前に知らせる気象庁の緊急地震速報の一般提供が10月1日から始まります。速報が流れてから強い揺れが来るまでの時間は、わずか数秒から数十秒、事前に地震の発生を知ることによって危険を回避出来る可能性がその分だけ広がります。どんなに短い時間であっても、心構えや身を守る準備が出来る。それだけに、速報に接した後どのような行動をとるかが大きなかぎとなります。

そこで、速報に対する正確な理解と適切な対処についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 緊急地震速報の周知と適切な対処についてのご質問でございます。

まず、住民への周知につきましては、気象庁におきまして、制度の周知とその対処方法につきましては、現在、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを通して実施をされているところでございます。

当町におきましても、気象庁から送付されました緊急地震速報のチラシを窓口に設置をしていますと共に、町広報紙10月号におきましても、制度の周知の記事掲載を予定をいたしているところでございます。

また、保育園、幼稚園、小中学校等の現場におけます制度の周知及び対処方法につき

ましても、国の関係省庁から奈良県の関係各所管課等を通じまして、「緊急地震速報に関する周知等について」と題したそれぞれの施設等におけます緊急地震速報の周知とその利活用について検討を進める必要がある旨の文書が送付されておりました、当町の各担当課においても受けておりますことから、今後、10月1日の緊急地震速報の開始に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後は、広報、チラシ等で周知するとのことですが、実際に速報があった場合において、事前にそのための訓練が必要と考えます。そこで、あゆみの家、また虹の家に対しましても、十分に対処出来るよう体制が必要と考えますが、どのように考えられているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 虹の家、あゆみの家に対しましての取り組みについてのご質問でございますが、まず制度につきましては、保育園などと同じく各施設に周知をし、対処方法につきましては、それぞれの施設によってその対応を考える必要があると考えております。具体的には、地震の発生を知ると同時に、身の安全を確保することが必要でありますので、事前に速報の受信を想定した訓練を実施するなどして適切な対応が出来るように指導してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 速報を効果的に利用するには、速報自体が広く認知され、また正しい理解と適切な対処の仕方を身につけることが必要であります。今後、住民の方への速報に向けた取り組みと共に、防災協力・連携の促進について期待いたします。

次に、2番目の質問に入らせていただきます。

ボランティア活動の推進と支援についてであります。ボランティア活動は、個人個人の自発的な行為であり、またその目的は様々で、個々の内容によって異なります。その活動の分野においては、多様で、例えば社会福祉系では、高齢者福祉、児童・母子福祉、障害者福祉等、また教育文化スポーツ系では、青少年の育成、芸術文化の振興等、また地域社会系では、防犯、交通安全、観光の振興、災害の防止と災害時の支援等、また環境保全系では、自然環境保護、公害防止、リサイクル等、また健康医療系では、健康づくり、医療等たくさんの分野で活動をしていただいております。

現在、団塊の世代の約3人に1人がボランティア活動をされていると聞いております。

また、阪神淡路大震災で多くの人たちが救援復興活動に活躍し、ボランティアの関心がなお一層高まったように感じられます。今後、ボランティア活動をやってみたい、またどうしたらいいのかと関心を寄せてくる方のための情報や、また具体的な周知が出来る体制が必要と考えられます。

以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いいたします。

まず、①点目のボランティア活動の現状と推進についてであります。現在、斑鳩ボランティア連絡協議会加入団体、その他の団体が登録されていますが、どのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現在のボランティアの現状でございます。福祉関係のボランティアにつきましてご答弁をさせていただきたいと思っております。

地域の人々がお互いに支え合いながら共に生きる社会を目指して、また心の豊かさや生きがいを求めてボランティア活動への関心が年々高まっているところであります。

町におきましては、社会福祉協議会におきましてボランティア活動推進事業を実施していただいております。地域におけるボランティア活動の推進を図るための情報を発信したり、ボランティア活動に関する相談、支援を行っていただいております。

当町のボランティアグループにつきましては、いかるがボランティア連絡協議会に9つの団体が加入されておきまして、福祉ボランティアとして多様な方面で活動をしていただいております。

その主なボランティア活動としましては、高齢者・障害者家庭への奉仕活動、聴覚障害者とのコミュニケーション支援活動、視覚障害者に対します各種の情報提供、駅前の清掃活動、一人暮らし老人家庭への電話による安否確認、福祉作業所への活動支援、特別養護老人ホームに入所されておられます方の話し相手、社協活動事業への協力などがございます。

社会経済情勢の変化や価値観が多様化します中で、生活のウエートの置き所が変化し、地域社会におきます活動への参加などを通じて、心の豊かさ、ふれあいを得ようとする人々が増加してきております。特に、高齢者や核家族が進行する中で、地域住民がお互いに支え合い社会の連帯を強めていこうという機運も高まっております。そうしたことから、従来に増しましてボランティア活動の推進に取り組むべきであると考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今の答弁にありましたように、多くの分野において地域に根差した活動をされているということで、よくわかりました。

そこで、ボランティア活動の普及、住民への周知についての取り組みはどのような状況なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 住民の方々への福祉に関しますボランティア活動の普及、周知につきましては、社協だよりも定期的に情報発信を行うと共に、役場福祉課の窓口にもチラシを置き、町内で活動されておられますボランティアグループの紹介や、自分の特技、趣味を生かしボランティア活動をしていただきますための福祉人材バンクへの登録案内を行っております。ボランティア活動の住民への普及、周知につきましては、今後も引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） より多くの方がボランティア活動に参加していただけるよう、またボランティアの情報等容易に得られるよう、今後の推進に期待いたします。

次に、②点目のボランティアの拠点の整備についてであります。ボランティアが活動する上において、それぞれの団体が連携し効率的に実行することにより、ボランティアの活動の範囲が広がると考えられます。また、これからボランティアを希望する方や情報を得たいと望んでいる方にとっては、ボランティアの情報の拠点、あるいは窓口となるセンターが必要と考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ボランティア活動は、本来住民一人ひとりの自主的な意欲で主体的に行われる活動であります。活動の自主性を損なうことなく、より参加しやすく、より活動しやすい環境づくりを進めていくことはもちろん、ボランティア活動を推進するための支援としまして、ボランティアの皆さんが安心して活動していただきますためにも、その活動の拠点が必要であると考えております。

そうしたことから、現在建設中の（仮称）総合福祉会館の基本方針の一つといたしまして、地域福祉への充実に向けた、小地域福祉会、ボランティア団体等の活動・支援の拠点とするという方針を掲げておりまして、ボランティアや各種団体の方が気軽にご利用

用出来る研修室やスペースを館内に設けますと共に、また、これからボランティアをしてみたい、ボランティアをお願いしたいといった方などが、地域福祉に関するボランティアへの相談や情報等が得られる窓口といたしまして、従来からボランティア活動推進事業を実施しております社会福祉協議会も総合福祉会館に入ることになっております。その充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今の答弁では、今までどおりですが、ボランティアに関する情報、相談は、普通自治体の窓口やインターネット、また出版物を通じ知ることが出来ませんが、どのような活動を選べばいいのかとなると難しい。そこで、ボランティアとしての個別の窓口、またコーナーを設置することにより、ボランティアの情報、アドバイス等がスムーズに対応出来、住民への認識も高まると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） そういったことに対しましては、ボランティアコーナーの設置が必要だと考えておりますけども、現在建設中の（仮称）総合福祉会館におきまして、その一角に福祉関係のボランティア情報コーナーといったものを設けまして、ボランティア活動に関する相談、支援等を行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、ボランティア情報コーナーが設置されることにより、地域でのボランティア活動がますます充実し、より多くの方が参加されるようになると思います。また、インターネットで全体のボランティアの案内等が出来るよう、将来あるべき地域のボランティアの体制づくりの確立に向け推進をされるよう期待し、要望しておきます。

次の3番目の質問に入ります。

児童虐待発生予防対策の推進についてであります。児童虐待による痛ましい事件が新聞に報道される場合があります。平成18年度の児童相談所における児童相談対応件数は約3,700件、前年度比1.08倍となっております。年々ふえている状況であります。厚生労働省は、深刻化する児童虐待について、虐待を受けて死亡に至った子どもの事例を検証したところ、死亡した子どもの約4割がゼロ歳児で、またゼロ歳児の約8割が月齢4カ月以下ということがわかりました。児童虐待は、発見や対応がおくれる

ほど親と子どもの両方に対する手厚い支援が必要になることを踏まえると、早期発見、早期対応の体制を強化することは、児童虐待をなくすための必要不可欠な取り組みと考えます。

以上の要旨を踏まえまして2点について伺います。

まず①点目の訪問指導の状況についてであります。現在、妊産婦、新生児、乳幼児に対しまして、親子の健康状態や育児環境の把握を行い、育児の不安を解消し、安心して育児が出来るよう取り組んでいただいております。しかし、最近、新生児、乳幼児を抱える母親は、出産時の疲労と新たな育児負担により心身が不安になりやすい上に、核家族が増加していることもあり、周囲の支援も受けられず社会から孤立している人がふえています。

このような背景の中での訪問指導は、乳幼児の育成環境を図る上において最も大事であると実感いたします。現在の訪問指導の状況についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現在の訪問指導の状況でございますが、現在保健センターにおきまして、生後2～3カ月の幼児に対しまして、保健師、看護師による訪問指導を行っているところであります。核家族化に伴い、新生児を持った保護者を支援する家族が少なくなっていることから、訪問により相談や指導、情報提供に努めているところであります。しかし、第2子以降につきましては、子育て経験もあることから訪問を希望されないこともあり、このような場合には、電話で指導を行ったり、子育て教室などの参加を呼びかけたりしております。

これら訪問指導等におきましては、母子の健康状態の把握をすると共に、予防接種、健康審査の案内等の育児に関する情報を提供しておりますが、虐待につながるような保護者のストレスや育児ノイローゼ等を含む育児環境の把握にも努めているところであります。

このような中で、特に育児不安の高いケースや育児能力が低いと思われるケースに対しましては、保健センターのスタッフの間でその情報を共有することで、個別の支援だけでなく、健診受診時や離乳食教室、子育て教室等において、親子のかかわりの状況等を確認しているところであり、母親が安心して育児に取り組めるようその支援に努めているところであります。

また、必要に応じまして、福祉課、健康推進課、教育委員会、民生委員、主任児童委

員、療育教室指導員、中央子ども家庭相談センター、中和福祉事務所で構成されております子育て支援に関する会議においても、随時情報交換を行い、今後のかかわり方や方向性等について検討しながら支援をしております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 訪問指導により母子の健康、育児環境について把握し、子育てについて支援していただいている様子がよくわかりました。しかし、その中で例えば仮に、あつてはならないことですが、虐待の疑いがある場合や、また保健指導や保育所、幼稚園等において虐待の事実がわかった場合、どのように対処されているのか、参考にお聞きいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 虐待の疑いがある場合につきましては、関係機関に直ちに連絡をとり、事実関係の確認を行い、ケース検討会を開き、情報を共有すると共に、継続的に見守りを行っていくことといたしております。

また、生命の危険を感じるような虐待の事実がわかった時には、すぐ奈良県中央子ども家庭相談センターに通報し、子どもの保護を行っていただくこととしております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今後、虐待を起こさないためにも、訪問指導をしっかりといただき、早期発見早期対応の体制を強化し取り組んでいただくよう要望しておきます。

次に、②点目の育児支援家庭訪問事業の推進についてであります。国の次世代育成支援対策事業の中に、育児支援家庭訪問事業がありますが、今後、子育て支援を重視したこの事業をどのように考えられているのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 育児支援家庭訪問事業についての考え方でございますが、近年、産後うつや育児ノイローゼといった母親の精神状態の悪化や子育てに対します不安や孤独感からくる児童虐待リスクの増加、育児能力の低い家庭、育てにくい子どものいる家庭における育児ストレス等、子育て支援を必要とする家庭が増加していることが社会問題となってきております。このような要支援家庭に対しまして、子育て経験者等による育児・家庭の援助または保健師等によります具体的な育児支援に関する技術的援助を訪問により実施する事業が、育児支援家庭訪問事業であります。

要支援家庭の把握といたしましては、保健センターにおいて新生児に対する家庭訪問、乳幼児健診、また保育園・幼稚園・小学校での保育士・先生によります児童の身体状況の把握、保健センターの子育て教室等、保育園での家庭支援講座・育児相談、療育教室、つどいの広場等の機会を利用して早期発見に努めますと共に、支援を必要とします家庭に対しましては、奈良県中央こども家庭相談センター、中和福祉事務所、民生児童福祉協議会、主任児童委員、療育教室指導員、幼稚園教頭、保育園所長、教育委員会事務局総務課、保健センター、福祉課から組織いたします子育て支援に関する会議、子育てネットワークいかるがと申しますが、この会議におきまして随時情報交換を行い、関係機関が連絡、協力をとって虐待防止に努めております。

また、育児支援家庭訪問事業の対象となります育児ストレス、産後うつ病等によって子育て不安や孤立感を抱えている家庭に対しましては、現在行っております子育て支援に関する会議や各種の子育て支援施策の充実を図ることによりまして対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 現行の子育て支援の充実を図ることによって対応とのことで、理解は出来ます。

ただいまの答弁の中で、育児支援家庭訪問事業で、子育て経験者等による育児・家庭の援助、また保健師等による具体的な育児支援に関する技術的援助についてということでありましたが、その内容について参考までにお聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 子育て経験者等による育児・家庭の援助とは、子育てサポーターやヘルパーが行います一般的な家事、育児の支援で、具体的には料理やおむつの替え方、赤ちゃんの入浴のさせ方等の援助のことです。保健師等による具体的な育児支援に関する技術的援助とは、保健師、助産師等によります専門的な保健指導や栄養指導、発育相談指導等のこととございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、答弁いただきました内容は、育児支援の特徴であるかなとは思いますが。

現在、子育てを取り巻く環境は様々であります。先ほど私が冒頭に少しふれましたが、母親の出産時の疲労、育児負担で、社会からの孤立、また親と子の引きこもりから育児

放棄、さらには児童虐待へとつながるケースが多いことから、その支援を家庭生活の身近なところから支援、継続することにより、母親に安心を与え、乳幼児家庭と地域社会をつなぐ乳児の健全な育成環境をよい方向へと変えていくことが出来ます。今後も、乳幼児の健全な育成に向けての取り組みを期待いたします。

次に、4番目の質問に移ります。特別支援教育の充実について。

昨年6月、学校教育法が改正され、小中学校等に在籍する教育上特別の支援を必要とする障害のある児童生徒に対して、障害による困難を克服するための教育・特別支援教育を行うことが明確に位置付けされている。特別支援教育とは、障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、また克服するため、適切な指導、支援を行うものであります。

現在、小中学校の児童生徒に約6%の割合で存在すると言われる発達障害の子どもへの対応については、喫緊の課題となっています。障害を持つ児童生徒への支援教育の推進を図るため、該当児童生徒に対しまして、日常活動の介助と学習活動上のサポート、特別支援教育支援員の計画的配置が行われることになっております。

以上の要旨を踏まえまして2点についてお伺いいたします。

①点目でございますが、LD・学習障害、ADHD・注意欠陥多動性障害の状況についてであります。平成15年12月定例会の一般質問におきまして、このことについてを取り上げたことがあります。町としての現状の取り組みと発達障害に関する情報提供や啓発について伺ったところ、適切に対応していただいていると認識いたしました。あれから約4年が経過した現在、特別支援教育が平成19年度からスタートし、斑鳩町でのLD、ADHDへの対応及び特別支援教育の取り組み体制についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 特別支援教育についてのお尋ねでございます。

議員もおっしゃっていただいておりますように、平成19年4月に学校教育法等の一部が改正されまして、これまでの障害児教育につきましては、障害の種類や程度に応じまして、盲・聾・養護学校、あるいは特殊学級といった特別な場所で指導を行う「特殊教育」から、障害のある幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握いたしまして、その子どもの持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため

の適切な指導や必要な支援を行う「特別支援教育」へと転換をされたところでございます。

その特別支援教育では、幼稚園、小中学校、あるいは高校に在籍するLD、これは学習障害でございます、そしてADHD、これは先ほど申されました注意欠陥多動性障害、そして高機能自閉症等の児童生徒が支援対象に加わったところでございます。また、特別支援教育では、障害に関する医学的診断の確定にこだわらず、それぞれの子どもが何に困っているのかを把握し支援していく、そして実態把握や指導内容を学校間で連携していきながら、子どもの社会参加と自立を目指しているものでございます。

町立の小中学校におきましても、町費講師を配置いたしまして、特別支援学級と通常の学級におきます交流や共同学習を促進してまいりました。また、平成17年度より特別支援コーディネーターを養成いたしまして、現在では各小中学校、幼稚園で特別支援教育コーディネーターが校内委員会を推進すると共に、地域の関係機関や、あるいは保護者との連絡調整等を行っているところでございます。さらに、平成18年度より斑鳩町特別支援教育コーディネーター連絡会議を開設いたしまして、個別の教育支援計画、あるいは指導計画の書式を定めまして、平成19年度より各学校・園において、特別な支援を必要とする子どもにつきまして計画を作成しているところでございます。

また、小中学校の通常の学級に在籍しています児童生徒のうち、LD、ADHD、それから高機能自閉症によります学習や生活の面で特別な支援が必要な児童生徒が、先ほども議員おっしゃっておるように、約6%の割合で存在するという可能性があるというふうに文部科学省の方のデータで言われております。学習や人間関係で困っている子どもへの支援は、すべての教員が取り組まなければならない問題でありますこと、このことから、今年の8月には、小中学校、幼稚園の全教員を対象にいたしまして、「発達教育への理解と教育的支援」と題しまして教育講演会を開催したところでございます。また、各学校でも特別支援教育に関します研修会を開催いたしまして、それぞれの教職員がかかわっている子どもの実態とニーズを把握して、どのような教育支援や連携が必要であるかを校内委員会で検討いたしまして、学校、園全体で特別支援教育を推進しているところでございます。

さらに、教育委員会では、就学指導委員会の役割が、これまでの障害児だけでなくLD、ADHDなどの発達障害を有する子どもたちへの就学指導も含まれるようになったこと等から、これまでの斑鳩町心身障害児童生徒就学指導委員会については、平成19

年4月より規則を改正いたしまして、「斑鳩町特別支援教育就学指導委員会」に名称を変更いたしました。また、就学指導だけでなく、「特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に関する教育相談及び教育についての指導に関すること」を所掌事務として明確に位置付けているところでございます。

今後、より一層、特別な支援を必要とする子どもたちが、何に困っているのか、どのような支援が必要なのかを適切に把握いたしまして、子ども、保護者、学校に対しまして支援を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 特別支援教育により、4年前に比べまして大きく前進、また強化されたように思います。特に今回の改正で、通級指導の対象に、LDや、またADHD、高機能自閉症が位置付けられた点は、高く評価いたします。

ところで、答弁の中に特別支援教育コーディネーターについて述べられていましたが、特別支援教育コーディネーターの役割と斑鳩町支援教育コーディネーター連絡協議会について、参考までにお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 特別支援教育を進めるに当たりまして、文部科学省は、各学校、幼稚園の教職員の中から1名以上を特別支援教育コーディネーターに指名することが望ましいと、そういうふうに行われているところでございます。それに基づきまして、特別支援教育コーディネーターを設置しているところでございます。特別支援教育コーディネーターの役割は、学校、幼稚園において校内委員会を推進すると共に、関係機関との連絡調整を行うことでございます。

斑鳩町では、平成17年度より各学校、幼稚園の教職員を特別支援教育コーディネーター養成講座に派遣をいたしまして、現在では各小中学校、幼稚園で特別支援コーディネーターが指名されているところでございます。主に、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの実態とニーズを把握いたしまして、どのような教育支援や連携が必要であるのか等を検討するために、校内委員会の中心的な役割を担っていただいているところでございます。

また、小中学校、幼稚園の特別支援コーディネーターと町教育委員会が参加いたしまして、斑鳩町特別支援教育コーディネーター連絡会議を開催をいたしております。この会議の目的は、各学校・園での特別支援教育の取り組み、あるいは実践について調査研

究を行うことをごさいます、平成18年度は個別の教育支援計画、個別の指導計画の内容等について協議をいたしております。斑鳩町立学校で統一した個別の教育支援計画、個別の指導計画の書式を作成いたしまして、平成19年度に、この書式により各学校・園で個別の教育支援計画、それから個別の指導計画を作成しているところがございます。

平成19年度の第1回連絡会議は、斑鳩町特別支援教育就学指導委員会と合同で新設の西和養護学校の見学会を行っております。今後も、特別支援教育コーディネーターの資質向上及び情報交換の場として開催をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今の答弁にありましたように、コーディネーターと教育委員会が長期的な視点に立って個別の教育支援計画、また個別の指導計画をされているとのこと。冒頭に私がふれましたように、特別支援教育の趣旨を踏まえ、特別な支援を必要とする子ども一人ひとりのニーズを把握していただいて、効果的な教育支援計画が作成されるよう期待しております。

次に、②点目の特別支援教育支援員の配置についてであります。先ほど冒頭でも申し上げましたように、障害を持つ児童生徒への支援教育の推進を図るため、人的体制の整備も必要なことから、特別支援教育支援員の配置が考えられますが、町の見解を伺います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 特別支援教育支援員の配置についてでございますが、平成19年度から特別支援教育支援員の配置に必要な経費につきまして、地方財政措置として交付税算入されることになったところがございます。

特別支援教育支援員は、小中学校におきまして様々な障害を持つ児童生徒に対しまして学校生活上の介助、あるいは学習活動上の支援などを行う人の総称でございます。支援員には教職員資格を持つ講師も含まれています。衣服の着脱や排泄等の介助を行う介助員も含まれているところがございます。

斑鳩町では、従来より各小学校に特別支援対応のための講師を採用いたしております。また、中学校には、教科補充及び特別支援対応のための講師各2～3名を配置いたしております。さらに、今回の地方財政措置の対象外でありますけれども、幼稚園におきましても、必要に応じて特別支援対応講師を配置をいたしているところがございます。平成19年度は、各幼稚園に1名ずつ配置をいたしております。

特別支援対応講師の具体的な役割でございますが、特別支援学級の児童生徒が通常の学級において学習する時に、支援や給食等の介助等を行い、交流学习を促進しているところでございます。また、普通学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の学習支援、あるいは移動支援を行いますと共に、他の児童生徒の学習環境を確保しております。また、集団生活になじめない子どもの安全確保、排泄や着替えなど日常生活上の介助のほかに、支援を必要とする児童の得意なことや苦手なことをわかりやすく伝えるなど、周囲の子どもたちへの理解促進に努めているところでございます。

特別支援対応講師の配置によりまして、児童生徒に落ち着きが見られるようになった、あるいは学校が好きになった、集団での学習の活動に適応するようになってきたなど、子どもたちの成長を示す様々な成果が報告されてきております。

このように既に支援員に当たる講師を配置し効果も大きいことから、今後も必要に応じて配置してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） ただいま答弁にありましたように、特別支援対応のための講師により対応されているということですので、今後も必要に応じて考えていただくということで要望しておきます。

最後の質問であります。5番目の質問に入らせていただきます。

環境保全型農業推進についてであります。農業が持続的に発展していくためには、本来所有している多くの機能を健全に発揮し、効率、安定的に活用することが必要であります。その基盤となる農業・水・環境の保全と質の向上を図ることにより、農業が所有する自然環境機能を維持増進することが出来ると考えます。

以上の要旨を踏まえましてお伺いいたします。

「農・水・環境保全向上対策」についてであります。この対策は地域活動への支援策として位置付けられ、農地や農業用水路などの環境保全や向上に取り組む共同活動への基礎的支援として実施されております。この取り組みについての考えをお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 環境保全型農業の推進ということでのご質問でございます。

現在、農業集落では、高齢化や混住化が進行いたしまして、農地や農業用排水路、た

め池などの資源を、これまでどおり地域で適切に保全管理していくことが難しくなってきました。これらを適正に保全することは、環境保全や災害の防止にもつながることから、農業者、農業者以外の方々が協同して地域ぐるみでこれらの資源を守る効果の高い共同活動と、環境問題に対して国民の関心が高まっておりまして、環境にやさしい農業に取り組む営農活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」が今年度からスタートいたしました。

この事業における共同活動とは、田の畦畔の草刈り、ため池の草刈り、水路の土砂上げ、農道の補修、水路の補修など、今まで行っていた通常の維持管理の基礎活動と景観形成作物の植栽や希少種生物の調査保全など「質を高める活動」を、農業者と農業者以外の方々が協同して活動していただくというものでございます。

条件としては、農用地の農地が10ヘクタール以上あることが要件となってございまして、市街化区域では取り組むことが難しいという状況でございます。

この事業の進捗状況でございますけれども、昨年農業者関係者の会議や水利関係者等へ制度の説明を行いまして推進してまいりました結果、斑鳩町においては、岡本地区で共同活動、稲葉車瀬地区において共同活動と化学肥料や化学合成農薬の低減に取り組む営農活動を実践している状況でございます。

この事業につきましては、平成19年度より5年間の事業期間としてスタートいたしました。来年度20年度からの事業加入も可能となりました。そして、これらの地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみ営農活動の促進は、食料の安定供給や農地の多面的機能の発揮を通じまして、農業者、地域住民の利益につながる重要な取り組みであるということでも理解してもらい、今後は農業者の集まる会議等にて、事業実施に向けて一つでも多くの地区で実施していただけるよう努めてまいりたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この事業の補助金額、また事業への加入年度の確認、斑鳩町で農用地が10ヘクタール以上存在する地域数について、簡単にご説明いただけますでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） この事業におけます補助金についてでございます。共同活動につきましては、対象となる農用地の農地面積に対しまして補助金が支出されます。

田については10アール当たり4,400円、畑につきましては10アール当たり2,800円となっております。化学肥料や化学合成農薬低減に取り組む営農活動については、作物により単価は異なりますけれども、水稻10アール当たり6,000円、麦・豆類10アール当たり3,000円、果樹・お茶については10アール当たり1万2,000円が共同活動補助金に加算されることになっています。

事業の加入年度については、この事業の活動の定着には一定の期間が必要ということから、事業期間を5年と設定されております。こういったことから、平成19年度より5年間の事業期間として、平成19年度以降の事業加入は認められないということでスタートいたしました。平成20年度のみ特別に事業加入が認められることとなっております。

そして、対象地域でございますけれども、斑鳩町において農用地が10ヘクタール以上存在する事業の対象となる地域は、稲葉車瀬地区、目安地区、東里地区、幸前・岡本・三井・高安地区の7地区の状況となっております。しかし、複数の地域で農用地が10ヘクタール以上あれば、合同で事業に取り組むことも可能でございます。

この事業は、今年が事業加入の最終年度になることから、再度農業者の集まる会議や対象となる地区の代表者などへ、この事業の有益性を出来る限りわかりやすく説明し、少しでも多くの地域で取り組んでいただけるよう加入促進に向けて努力してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今回、この事業が平成20年度において事業加入が認められるということになりまして、残る5地区の対象者の方に対しまして再度普及を図り、先ほど答弁がありましたように、事業の内容を出来る限りわかりやすく丁寧に説明し理解していただけるよう取り組んでいただきたいと要望いたしまして、以上で私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

午後1時15分まで休憩いたします。

（午後零時15分 休憩）

（午後1時15分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

続いて、9番、中西議員の一般質問をお受けいたします。9番、中西議員。

○9番（中西和夫君） それでは、通告書の順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ごみ減量化対策についてであります。本会議初日の町長の提案説明の中で、町長は、環境問題について、「行政が『率先して取り組む』では、環境マネジメントシステムの見直しを図り、さらに行政活動における地球環境負荷低減を図った結果、外部の審査機関による定期査定では、本町のシステムはさらに向上しているとの評価を得たところであります。

次に、ごみ・し尿の処理では、ごみ処理につきましては、家庭から排出される廃棄物・資源物の処理は、平成12年10月にごみ有料化を導入して以後、毎年、前年度の排出量を下回っております。しかしながら、平成18年度においては、有料化導入後初めて、わずかではありますが増加に転じました」との説明がありましたが、今回その報告を受け、町の施策とごみ減量化対策がうまくリンクしていないように思われますので、町の考え方についてお伺いをいたします。

まず、町制60周年記念に製造販売をされました「斑鳩の水」について、製造販売に至った経緯と製造に要した費用についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） それでは、町制60周年を記念いたしまして販売いたしました「斑鳩の水」につきまして、まず製作の経緯でございますが、説明させていただきます。

この「斑鳩の水」につきましては、町制施行60周年記念事業の一環といたしまして、「よりよいふるさと」、「ふるさと斑鳩」をアピールするため、斑鳩の里で汲み上げました井戸水だけを三井浄水場でろ過した水道水を熱処理し、ペットボトルに詰め、「斑鳩の水」という名称で1万本製作し、7月28日の斑鳩町商工祭りを皮切りに、法隆寺iセンター、いきいきの里、中央公民館、いかるがホール、上水道課等で販売いたしておる状況でございます。

そして、これにかかります製作費用でございますが、まず製造原価につきましては、1本当たり約168円、総額で言いますと167万9,160円となっております。販売価格につきましては、折しも水ブームでもありましたことから、全国的にも多くの自治体でも製造され、その販売されている価格やミネラルウォーターの自動販売機等での

販売価格を参考にいたしまして、皆様にご購入していただくためにも、1本当たり120円で販売しておるといような状況でございます。

○議長（中川靖広君） 9番、中西議員。

○9番（中西和夫君） 町は、財政難という理由から、臨時職員の賃金カットや各種団体の補助金のカット等、ほかにも予算を切り詰め行政の運営をされておりますが、そのような中で、仮に斑鳩町で名水が湧き出たから、それを町の名産にしようとして販売をするのであればまだ理解も出来るのでございますが、この斑鳩の水のボトルに表示をされております原材料名を見ますと、水道水となっております。今、お聞きしますと、この水道水をボトル1本168円をかけて製造し、それを120円で販売するのは、現在の町の財政状況や環境問題を考えた時、本当に妥当な施策なのか疑問に感じます。

また、町の広報紙の9月号で、「パゴちゃんの地球と仲良し」というページの中に、「ペットボトルや空き缶、リサイクル出来るからといって幾らでも使っていいのかな」という見出しで、「お金を出せば、便利で手軽な商品を幾らでも買うことが出来ます。ごみはふえる一方。ふえたごみもリサイクルすればいいのかもしれませんが、リサイクルするためにはたくさんのエネルギーと費用が必要です。ペットボトルのお茶のかわりに水筒を持つ。缶ビールのかわりに瓶ビールを買う。私たちが物を買う時に、ごみについて考えることが一番大切です」ということで、住民の方々に対しまして啓発をされております。

また、8月号の広報紙においても、「お気に入りのマイバックで買い物をもっと楽しく」ということで、レジ袋の削減への啓発記事も掲載されております。

このように、一方でごみになるものを買うな、もらうなという啓発をしておきながら、町としてはごみの原因となるものを販売するといったことに対しまして矛盾を感じています。このあたり、製造販売を担当されました部署のごみ減量化に対する考え方をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 環境との整合性でございます。

ご指摘のように、斑鳩町におきましては、ごみ減量化、そして地球温暖化を防止するため、多種多様な施策を行っていることは認識いたしております。しかしながら、今回ペットボトルといたしましたことにつきましては、市販されておりますミネラルウォーターに勝るとも劣らない本町の水道水を支える地下水のおいしさを知っていただくと共

に、その水源を末長く大切にしたいという思いを表現する最良の方法といたしましてペットボトルにしたところがございます。

また、容器につきましては、ご指摘いただきましたとおり、缶、瓶、ペットボトル等がございます。そのような中でも最もリサイクルしやすいのは、確かに瓶でございます。しかし、割れる、重いといった欠点がございます。そのような中でも、ペットボトルは最も安価で、そしてまた資源物として認識があることから、また処理にかかります費用の負担が自治体にはないというようなことから、採用をしたというところがございます。

今後、おいしい水道水をアピールするに当たりまして、環境に配慮した方法で行っていく必要があると考えております。そうしたことから、今後、十分配慮していくように進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 9番、中西議員。

○9番（中西和夫君） 市販されているミネラルウォーターに勝るとも劣らない地下水ということであれば、それなりに成分の表示をするべきではないかというふうに思います。また、ペットボトルについては、確かに使用後、ラベルとキャップを取りきれいに洗浄して排出すればリサイクルは出来ますが、広報紙にも掲載されているように、リサイクルするためにはたくさんのエネルギーと費用が必要となってまいります。そのことを考えると、わざわざ水道水のペットボトルを製造し、赤字を出してまでアピールする必要があるのか疑問であります。どうしても60周年記念に斑鳩の水をアピールしたいというのであれば、イベント会場などでイメージキャラクター入りのマグカップや水筒など再度使用出来るものに斑鳩の水を入れて販売した方が、よほど60周年記念になるのではないかと思います。

それでは、廃棄物処理の担当部署にお聞きいたしますが、ペットボトルのリサイクル費用については自治体の負担はないということですが、収集等にかかる費用については必要になってくると思っておりますが、ペットボトルの収集についてどれぐらいの費用が必要になってくるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） ごみや資源物の収集につきましては、町職員であります収集員が収集しておりますため、ペットボトルの収集だけにかかります正確な費用を算

出すことは出来ませんが、ごみ処理にかかります直接的な費用から、ごみの処理量の割合で按分いたしました処理経費につきましては算出しておりますので、それをご報告させていただきます。平成18年度では、ペットボトル1トン当たり5万3,248円の収集経費を要していることになっております。

○議長（中川靖広君） 9番、中西議員。

○9番（中西和夫君） 今、収集費用についてお答えをいただきましたが、そのほかにも、処理収集をすることによって地球温暖化にも影響を与えると、そういうふうに思います。

最後に、この件について色々と質問をさせていただきましたが、そういったことを踏まえて、町の施策とごみ減量化対策について、町長として今どのようにお考えになっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） ご質問者のおっしゃいますように、確かにごみ減量化、あるいはそういう資源の関係のリサイクルの関係等について、広報等でお示しをいたしてあります。今、ご指摘されてますように、町制60周年で斑鳩の水を1万本ということで製造したわけでございますけども、そういう点の矛盾もあるわけですけども、1つはやっぱり斑鳩町の水ということで、皆様方に出来るだけ購入をいただいて、そしてまた斑鳩の水のよさというものを理解をしていただいて、確かに質問者がおっしゃるように、今後こういうことが出来るだけ町民に、行政が推し進めておりますごみ減量化等について、それを推進していくべく努力をしておりますので、この関係等については、非常に質問者等に大変ご迷惑をかけたと思っておりますけども、我々としてはそういうことでごみの減量化に終始努めてまいりたいという気持ちでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、中西議員。

○9番（中西和夫君） 今回、「斑鳩の水」の製造販売とごみ減量化対策についてお聞きをいたしました。この問題につきましては、毎月のように広報紙等を通じて住民の方々に啓発を行っていただいておりますから、どのセクションにおいても十分に理解し、やはり行政から積極的に取り組んでいくようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、剪定枝葉や刈り草のリサイクルについてということで、最近刈り草を積載したトラックが頻繁に最終処分場に入出入りしているのをよく見かけるわけですが、以前にも何度か剪定枝葉のリサイクル処理について一般質問されておりましたが、今回

焼却処理からリサイクル処理に変わったのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 町で剪定枝葉や刈り草を受け入れて処分しておりますのは、各ご家庭でみずから剪定や草刈りをされましたもの、また町の管理地や町内にあります県の管理地の刈り草、そしてシルバー人材センターが請け負った剪定枝葉や刈り草でございます。

本年7月に、複数の業者のうち、どの業者から搬入されたのかは不明でございますが、搬入されました刈り草の中に、長さ約150センチ、太さ約60センチの樹木が数本含まれており、これらが燃焼せずに焼却炉の中から出てきたことにより、焼却設備の一部が損傷する事故が発生し、樹木の除去にも大変な労力が必要となりました。

設備の損傷につきましては、応急的な処置によりまして何とか焼却処理を続けることが出来ましたが、ちょうどその時期に、2つの炉の焼却炉のうち1つの炉につきまして補修工事を行っておりましたので、家庭の可燃ごみの処理を優先するため、町や県が発注しました剪定枝葉や刈り草、あるいはシルバー人材センターが請け負いました剪定枝葉、刈り草につきまして、当面最終処分場内で一時保管しているところでございまして、堆肥化などリサイクル処理に移行したということではございません。

なお、最終処分場内に一時保管しております刈り草ではありますが、7月に行いました焼却設備の補修工事の影響から、現在でもピット内のごみ量が通常より多いため、ピット内の状況を見ながら、少しずつ焼却処理をしていこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 9番、中西議員。

○9番（中西和夫君） 町の管理地や町内にある県の管理地、もちろん河川敷なども県の管理地になりますので、搬入される剪定枝葉や刈り草の量は相当あると思われませんが、平成18年度で結構ですので、焼却処理をされた剪定枝葉や草の量と、焼却したごみから見た割合についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 平成18年度の剪定枝葉や刈り草の処理量は、家庭からの搬入、公共施設等からの搬入、シルバー人材センターからの搬入分を合わせまして約

291トンでございます。焼却いたしましたごみの量が約6,109トンでありますので、可燃ごみに占めます剪定枝葉、刈り草の割合は、291トンでございますので約4.8%ということになります。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 9番、中西議員。

○9番（中西和夫君） 剪定枝葉や刈り草については、以前から堆肥化にリサイクル出来る最近の環境対策の充実から、その技術も向上していると思います。本来、ごみの発生抑制がごみ減量化にとっては大切なことですが、家庭の庭木や河川敷の草の発生を抑制することは非常に困難なことであります。そういった場合、やはりリサイクル出来るものであればリサイクルしていくべきだと思うのですが、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 町といたしましても、循環型社会の構築、あるいは焼却施設の延命といったことから、可能な限りリサイクル処理に移行していきたいと考えております。

この剪定枝葉、刈り草につきましても、堆肥化に向けて研究を重ねてきたところでございます。しかしながら、町みずからが堆肥化するには、チップにする際の騒音、ほこりの飛散といった問題のほか、チップを熟成させるためのストックヤードの確保、あるいは堆肥にするための技術的な問題などがございまして、町におきまして堆肥化を行うのは非常に難しいという判断をしております。

そのような中、最近、剪定枝葉、刈り草を堆肥化し、それを販売する専門の業者が近隣府県に進出をしておりますので、その経営状況や費用対効果等につきまして研究を今しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 9番、中西議員。

○9番（中西和夫君） 循環型社会の構築から考えれば、地域で発生したものは地域でリサイクルし、それを地域で活用していくのが最も望ましい姿であると思いますが、場所の関係や騒音、ほこりの飛散、あるいは剪定枝葉や刈り草の堆肥化には、牛糞や馬糞などを攪拌させて成熟さすというようなことも聞いておりますので、町がみずから堆肥化を行うというのは非常に難しい問題があると思います。

しかし、一方では、可燃ごみの約5%を占める剪定枝葉や刈り草を焼却処理をせず

サイクル処理をしていくことは、ごみ減量化や焼却施設の延命に大きく貢献出来る要素でもあります。現在、リサイクル業者の状況や費用対効果を研究されているということですので、ぜひ十分検討をされて、出来るだけ早期にリサイクル処理に移行されますよう要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、鳩水園の施設運営についてであります。水道水の使用料を減らすためにボーリングをしてはどうかということで、し尿処理にかかる光熱水費の中でも水道が最も多く使用されていると思うのですが、過去3年間の水道料金についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） し尿処理にかかります水道料金につきましては、平成18年度では年間1,346万5,933円、平成17年度では年間1,422万2,278円、平成16年度で年間1,484万623円となっているところでございます。

○議長（中川靖広君） 9番、中西議員。

○9番（中西和夫君） 大体平均しますと年間約1,400万円の水道料金がかかっていることにはなりますが、水道の使用料を少しでも安くするため、ボーリングを行って処理水として使用の方が経済的ではないかと思うのですが、町の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） し尿処理には多くの水を必要といたしております。当町の場合は、水道水を用いて処理を行っているところでございます。

質問者のおっしゃいますとおり、地下水を利用出来れば、長い目で見れば経済的であると思います。しかしながら、井戸を掘って、地下水の成分調査はしておりませんが、し尿処理に地下水を使用する場合、特に塩分を多く含んでいる地下水の場合には、処理に使用しております微生物が死滅するといったことがございます。

また、鳩水園周辺でし尿を処理するだけの地下水が確保出来るのか、あるいは近くにはナシ農園もございますが、そういった作物に影響はないか。たとえ影響がなくても、付近の農作者の方の理解が得られるかといった多くの問題、課題がございますので、町といたしましては、慎重に対応をしていかなければならないと考えております。

○議長（中川靖広君） 9番、中西議員。

○9番（中西和夫君） 今、言われましたように、地下水の成分、塩分の濃度にもよるといってございます。それも、どの程度の塩分であれば使用出来るのか、その点も研

究をしていただきたい。

また、ボーリングをすることによって近隣の農地の影響ということでございます。ある程度の深さまで掘れば、その辺の影響はないのではないかというふうにも思いますけれども、やはり周辺農地の方々のあれが一番重要ではないかと思しますので、その点について慎重に対応して、出来ることであれば、そういう形で少しでも水道水の削減に努めていただきたいというふうに思います。

次に、決算の資料で、鳩水園から排出されております濃度でございますけれども、処理水は3.1と、環境基準の5mg/L以下と、非常にきれいな状態で放流されています。竜田川の平均値を見ますと、7.45ppmとなっておりますので、今現在鳩水園から放流されておりますこの処理水を周辺農地の方の農業用水として利用するという事は考えられないのか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 鳩水園から放流をしております処理水は、年間約4万立方メートルを放流しているところでございます。

放流水は、これまでも公共施設等の植栽の散水等には利用をしておりますが、付近の農業用水として利用をしようとするならば、上流地域までポンプアップする設備が必要になってくるのではないかと考えております。また、放流水を一時ためておくようなタンク等の設置も必要になると思いますので、現段階では非常に多額の費用が必要になるのではないかと考えております。

しかしながら、鳩水園の放流水は環境基準を下回ったきれいな水でございますので、公共施設等の植栽の散水以外にも利用出来るような方法があれば、活用をしてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 9番、中西議員。

○9番（中西和夫君） この地域は、鳩水園の設置をするに当たりまして、色々ご迷惑をおかけしている地域でもあります。また、今後、下水道の普及と共に竜田川の水も、水量も少なくなってくるということが推測されますので、出来る限り調査研究をしていただいて、周りの方に利用出来るように要望いたしますと共に、それと最後に、鳩水園の管理委託について、今、どこの会社に委託されているのかお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今年度の鳩水園の管理運営を委託しておりますのは、日

本ヘルス工業株式会社奈良営業所でございます。

○議長（中川靖広君） 9番、中西議員。

○9番（中西和夫君） ありがとうございます。以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、9番、中西議員の一般質問は終わりました。

続いて、1番、宮崎議員の一般質問をお受けいたします。1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書の順により一般質問をさせていただきます。

まず初めに、12時に鳴る音楽についてでございますけど、今、時報として鳴らしておられるのかどうかお聞きしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） これにつきましては、経緯も含めて若干ご説明させていただきます。

サイレンを中止した経緯と12時に鳴らしている音楽についてのご質問でございます。

まずは、このサイレンを中止した経緯ですけれども、サイレンの吹鳴につきましては、昭和30年代の前半ごろ、正午の時報に合わせまして緊急時に備えてサイレンの保守点検を兼ねてサイレンの吹鳴を行ってきたものでありますが、過去に町議会のご質問におきまして、正午の時報サイレンについて、音がうるさいなどといった住民の方からの苦情が寄せられておりました。正午の時報サイレンの吹鳴を廃止出来ないかとの趣旨のご質問をいただき、また昨年7月には、近隣住民等の意をお受けになった議員より、同様の趣旨でご要望をお受けいたしましたことがございました。

このことから、町といたしましては、サイレンの点検方法、近隣の実態等から総合的に判断いたしまして、議会ともご相談申し上げながら、正午の時報サイレンの廃止を決めたところでございます。

次に、正午に鳴らしている音楽についてでございますが、議会においてご審議される中で、昨年8月7日付の総務常任委員長名によりまして、「サイレンの中止にかわり、正午を知らせる時報のあり方について検討をすること」との申入書を賜ったところでございまして、それに基づきまして検討を行った結果、本町のイメージソングであります「あなたと歩いた斑鳩」を正午の時報をお知らせする音楽として現在流しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、次の質問ですけど、12時に鳴らしておられるということですけど、聞こえない地域が数多くあるということは、ご存じでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 正午の時報をお知らせする音楽が聞こえない地域があることについてのご質問でございますけども、以前のサイレンの伝達音域につきましては、風向、天候、地形等の条件に左右されますが、概ね役場庁舎から約1.5～2キロメートルの範囲で、現在流しています音楽の伝達音域につきましては、約1キロメートルの範囲となっております。音の周波数などの特性等の関係から、遠くまで聞こえていない状況であると考えております。

質問者が言われておりますように、町域全体には行き渡っていないことは承知をいたしておりますが、音量につきましては、役場周辺で約80デシベルでありまして、これ以上音量を上げますと近隣等からの苦情も予想され、サイレンを中止した経緯、近隣への影響等を検討した結果、現在の音量とさせていただいておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） このことについて最後のことなんですけど、それでは今まで12時にサイレンを鳴らしておられて、災害時に鳴るようにということで点検されておられると思いますけど、そのサイレンの点検方法についてお伺いします。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） サイレンの点検方法についてのご質問でございます。

メーカーとの協議を行う中で、1カ月に1回短時間の吹鳴で点検が可能であることから、1月及び8月を除く毎月1日の正午前に約1秒間吹鳴を行っております。なお、点検の実施日が土・日・祝日の場合は、その翌日に行っているところでございます。また、1月には、消防団の出初式を行います5日の午前9時、吹鳴時間は約20秒、8月は15日の終戦記念日の戦没者に対する黙祷の時間に合わせ、正午に約1分間のサイレンの吹鳴を行い点検を実施しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ありがとうございました。それでは、地域によりましては、鳴らしてほしいという自治会等の要望があれば、住民の方々に、集会場やまた公共施設など

の利用も考えていただいて、費用についても説明してあげていただきたいと思います。
これでこの質問は終わらせていただきます。

続きまして、三代川の改修についてでございますけど、先日の雨で川の水が床下民地に流れ込み、多くの住民の方が被害に遭われました。早期改修を要望しておられますが、改修の時期はいつごろになるのか、お聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 三代川の改修時期についてのご質問でございますが、現在、新家地区の改修済み部分から上流のJR踏切付近までの約200メートルにつきまして、改修を進めるべく今日まで地元自治会や土地所有者などに事業の計画説明が行われてきておりまして、現在は用地交渉を進められているところでございます。

昨年度には、4件の建物の補償契約等が行われ、代替住宅の建築のため残っている住宅2戸につきましても今年度中には解体されることになっておりまして、現在1戸について解体中ということでございます。また、今年度についても4件の建物の補償契約等が行われたところでございます。

今後、少し時間は要するかとは思いますが、県と連携を図りながら用地交渉を進めると共に、事業の推進に向けて努力をしてみたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ありがとうございます。続きまして、②番目ですけど、現在改修に伴って、川の上に建っている建築物についてお聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 河川上の建築物についてでございますが、三代川をふさぐこととなっております。河川管理上好ましくないという状況となっているのが現状でございます。今後、三代川改修を行う中で整理されると聞いておりまして、県と調整を図りながら進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、③番目のことなんですけど、この前の災害時に私も見回りに行きましたんですけど、その時に住民の方が、新しい橋がついたから水の流れが悪くなったということを盛んに言っておられましたんですけど、新しい橋が出来たことによって流水断面は守られているのかどうか、お聞かせ願えますか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 新しい橋が設置されたことについてでございますが、その新設橋につきましては、河川管理者であります県と河川断面等について協議され、県において河川占用許可をなされたものでございます。県に確認を行う中では、河川占用許可をするに当たりまして、上流の既設橋の河川断面より若干ではありますけれども広がっているということございまして、流水断面については確保されているということで確認をいたしているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮瑤和彦君） ありがとうございます。続きまして、その三代川の改修に伴って左岸側、東側の堤防の整備ですけれども、4メートルの計画道路の計画をされているということを聞いていますが、その意図と、なぜ必要なかを出来たらご説明願えますか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 左岸側に対する道路の計画でございますが、現状といたしましては、個人の占用等の橋梁で橋が連続して三代川をふさぐ状況となっております、河川管理上極めて好ましくない状況となっております。

そこで、県におきましては左岸側に河川管理用通路として、一般的には3メートルではございますけれども、有効幅員4メートル、構造物を含めまして4.5メートルで整備することによりまして、左岸側隣接地の接道要件を確保して、個人的な占用橋をなくすというために今現在計画をされているということでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） それでは、まだ最近ですけど、左岸側に開発によって新しい住宅が建てられましたが、その通路を確保するために、道路ですね、4.5メートルという道路がありましたけど、解体してまで現実的につくことが可能なかどうか。それでしたら、歩行者のために歩道として整備する方が好ましくないのかということですけど、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 現在の計画では、左岸側に管理用道路、4.5メートルの道路を整備していくということで聞いているところでございます。その開発をされるに当たっても、現状の中では河川区域の決定等なされていないということで交渉等行えない状況でございますけれども、事業を延伸するに当たりましては、またその用地等の

交渉は県と共に行っていく必要があると、このように考えています。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ありがとうございます。

それでは、私の意見なんですけど、駅に行くのに歩道がなく、様々な橋が架けられて道路が波打っている。改修に伴い必要以外の橋を撤去することによって、水の流れにより気温が下がり、温暖化対策にもなると思います。後は、その4.5メートルですかね、左岸の堤防を改修する前に仮改修として人と車を分離するような歩道をつくっていただいて、子どもたちも通学路として使っていただけるんじゃないかと思います。また、改修が終わりましたら、世界遺産のまちにふさわしい橋や川に改修していただくよう要望して、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、3番の景観の保護についてなんですけど、マンションが各地に建設中ですが、斑鳩は景観条例というものがありませんが、地域とか民家とかどのように保護していくように考えておられるか、聞かせていただけますか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 現在、斑鳩町では、法隆寺や竜田川・三室山の周辺で、町内全域の約44%が風致地区として指定をされております。風致景観の保全が図られるように指導をしているところでございます。その他、開発行為につきましても、斑鳩町開発指導要綱に基づきまして、周辺の環境と調和を図りつつ、良好な住環境が保たれるように指導も行っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） ありがとうございます。できたら、また要望で終わると思いますが、風致地区に限らず市街化地域でも、余り奇抜なものに対しては、お願いではなく指導出来るよう、また風致の中でも一人でも多くの方が、自分の古きものをよきものとして残していただくことを要望して、この質問に関してはこれで終わらせていただきます。

最後に、下水道についてなんですけど、白石畑地区の下水道の考え方についてお答えしていただけますか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 町の公共下水道事業につきましては、山間部を除きました943ヘクタールの区域を全体計画区域といたしまして今現在整備に取り組んでおる

ところでございます。そして、公共下水道の区域は、効率的な事業の実施により投資効果が得られ、地域の実情を十分に検討し決定いたしているところでございます。

ご質問の白石畑地区につきましては、地理的条件、そして費用対効果の面から、公共下水道以外の汚水の整備区域といたしまして位置付けしており、その施設の整備手法といたしまして、個人で設置する合併浄化槽による整備区域と位置付けしております。町におきましては、公共下水道の認可区域以外の地区には、合併浄化槽の設置に対して、国の補助金を利用した浄化槽設置整備事業補助交付制度を設けております。そして、白石畑地区におきましても、国の補助対象基準に該当いたしました合併浄化槽の設置に補助金を交付し、そして汚水処理施設の整備を図ってまいりたいといった考え方を持っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 1番、宮崎議員。

○1番（宮崎和彦君） 白石畑まで行くのはかなり先になるとは思いますが、国の補助金ということを考えますと、合併処理なのかなと思いますけど、今、各地でバイオトイレなどというおがくずの入れ替えだけで無臭であるという、そういう色々な浄化槽も現在つくっておられますので、またご検討の方をよろしくお願いいたしますと思います。

これで私の一般質問をすべて終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、1番、宮崎議員の一般質問は終わりました。

午後2時15分まで休憩いたします。

（午後1時54分 休憩）

（午後2時15分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目に挙げさせていただいておりますのは、前回の6月議会でも取り上げをさせていただき、一定の質問をさせていただいた内容ですが、前回では、広域連合の運営や私たちや高齢者の意見をどう反映出来るのかと、保険料の設定の問題点など一定質問をさせていただきましたが、さらに制度開始に7カ月を切った現在の状況を、再度町の

見解なども含めて確認をさせていただきたいと思い、引き続き質問事項として挙げさせていただきます。

まず、これらの問題点を考えるに当たりまして、私も一番気になったのが、この・番目に挙げさせていただいております県の医療費適正化計画というものです。これは、2008年、来年4月の計画実施に向けて、各都道府県がこの計画を策定する義務を負っているというものです。この医療制度が大きく変えられた中での問題意識を、私はこの後期高齢者医療制度も含めて医療制度の大きく変わることについて問題意識を持っているものですから、特に県がこの計画をどのように進めてきているのかということについては、県の計画によってやはり市町村にも大きく影響が出てくるのではないかなというふうに心配をしておりますので、町としてはこの県の医療費適正化計画、どのように現在進んでいるのかということ。

そしてまた、県の方がこの計画をつくるに当たって、奈良県の医療の特性をきちっと踏まえて、住民の、県民の命、健康、そしてそれぞれの市町村の地域医療を守る方向、こういったものがきちっと示されていくのかどうかということが、私は大きな、私自身も関心を持っておりますし、町としてもこの点についてはきちっと見ていっていただきたいということを考えておりますので、これについて町の見解、そして県の方の計画の策定状況をどの程度つかんでおられるのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 県が策定いたします医療費適正化計画の進捗状況でございますが、全国的に都道府県が策定いたします医療費適正化計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく法定義務計画であり、医療費適正化が総合的かつ計画的に推進されるようにすることを目的とされているものであります。

その内容であります。国が定めます医療費適正化に関する施策についての基本的な方針、いわゆる基本方針に即しまして、1つとして、都道府県ごとに住民の健康の保持の推進に関する目標及び医療の効果的な提供に関する目標、2つとして、その目標達成のために都道府県が取り組むべき施策、3つとして、保険者、医療機関、その他の関係者の連携・協力、4つとして、計画期間の医療費の見通し等を定めることになっており、計画期間は平成20年度を始めといたしました5カ年であります。

具体的には、1つとして特定健康診査の実施率、2つとして特定保健指導の実施率、3つとしてメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率、4つとして療養病

床、回復期のリハビリテーション病棟であります療養病床は除きます、この療養病床の病床数、5つとして平均在院日数について、それぞれ目標を定めることとなっております。

このうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率については、市町村の国民健康保険を含みますすべての医療保険者が策定する特定健康診査等実施計画の目標値を勘案することとなっておりますことから、医療費適正化計画の策定はこれからが本格化するものと考えております。また、こういった中で、奈良県の医療の特性等も踏まえた計画になっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長の方から説明がありましたように、この県の医療費適正化計画、非常に重要なものですね。各保険者にも、後期高齢者医療制度のみならず、逆に特定健康診査の問題であるとか、そういったものというのは、斑鳩町も国民健康保険の保険者ですので、色んな意味で私たちの健康保持のために大切な内容となってくると思うんです。

ですから、県のこの計画策定について、今、部長の答弁であれば、これから本格的だと、今の現状ではまだ余りその計画具体的になっていないようではございますけれども、でもこの計画を作成する過程では、やっぱり実施した各種の調査のデータをきちっと住民に公表が出来る、そして対応する専門部会や審議会の検討内容について情報公開を求めて、住民参加のもとでこの計画案が作成されるというのが望ましいというふうに私は思っておりますので、これらにつきましては、やはり担当課におかれましては、この動向について、今後もきちっと県がつくるものについて、十分市町村の意見が酌み取られてないようであれば、やっぱり声もきちっと上げていってほしいと思いますので、その点についてよろしくお願ひしときたいと思います。

そして、続きまして、後期高齢者医療制度の問題点なんですけど、最も問題であるというのは、②番目に書かせていただきました保険料なんです。この保険料の計算が、今現在75歳以上の皆さんが所属されている保険というのは、色々種類があると思います。国民健康保険に所属されている方が一番多いのかなとは思っておりますが、政府管掌保険であったり共済組合であったり大企業の健保組合であったり色々あるわけなんですけど、そこらごっそりすべて75歳以上の方をこの後期高齢者医療へと移行させるわけなん

ですね。年齢で区切ってどの方もすべて移行させると。そうしました時に、保険料の設定の仕方が、今現在とは、今それぞれが所属されている保険とは違う形になってきます。厚生労働省が言うには、平均して月額6,100円、年額で7万3,200円というのが一定平均される保険料となるのではないかというふうに言われておりますけれども、私はこれ多分均等割と所得割の2本立ての計算になると思っておりますが、今でも国民健康保険では、7割、5割、2割軽減を斑鳩町などは採用しておりますが、こういった軽減についての考え方について、現状町の方はどのようにご認識をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 後期高齢者の医療制度の保険料につきましては、今、質問者がおっしゃいましたように、所得割と被保険者均等割の2方式が採用され、低所得者に対しましては、被保険者均等割額について軽減措置が適用されることとなっております。

現在、国から示されております政省令案のたたき台では、本町の国民健康保険の場合と同様、その軽減割合が7割、5割、2割となっており、また保険料が軽減される所得基準についても、国民健康保険と同じ基準となる予定であります。なお、軽減の適用を受ける場合は、7割、5割、2割のいずれの場合も、その所得基準に該当さえすれば、被保険者が申請を行う必要がなく軽減が適用されるものであります。

また、社会保険の被扶養者でありました方につきましては、後期高齢者医療制度に加入してから2年間所得割額は課税されず、被保険者均等割額について5割の軽減を受けることが出来るとされているところであります。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長の答弁にありましたように、国民健康保険であれば、軽減を受けながらもご自分で保険料を払っておられた方もありますが、ご家族の扶養に入られてた方は、保険料が要らない状態から突然保険料が課せられるという状態になってきます。この辺については、非常にご高齢の方に説明責任を、徴収は市町村がせんとあかんと思いますので、これ広域連合で決まりますけど、議会で保険料決まっても斑鳩町の後期高齢者の徴収は斑鳩町がせんとあかんと思いますので、説明責任果たしてもらわなあかんし、軽減策につきましても、本当にちゃんと、過重な負担になっていないのかどうかということなど、国保と同じようにやっぱり町としても検討しながら、その都

度広域連合議会との関係の中で、各市町村の意見として上げていただきたいなどというふうに思います。

決定する議会そのものには、私ら議員も何も出来ません。町も出来ないと思います。でも、多分西和7町の広域連合でやっているのでも、幹事会のようなものをつくって色々各町の意見吸い上げていると思うんですが、そういう行政レベルでの色々な発言する場面、要望を上げる場面ということがあるのではないかというふうに私は考えております。ぜひとも斑鳩町としても、この保険料の軽減策につきましては、慎重に広域連合議会が取り組んでいただけるように要望をしておきたいと思います。

それと、続きまして健診の考え方を挙げさせていただきました。なぜこれを挙げたかといいますと、これが私本当にわからないんです。先ほど、医療費適正化計画最初に聞かせていただいたのは、この医療費適正化計画の中で、「特定健康診査」という言葉が出てきましたけれども、医療制度を変えるという時に、この健康診断を各保険者で行っていくようにという方向が打ち出されてたと思うんですね。

そんな中であって、年齢の問題から、後期高齢者医療の中での健診の位置付けというのが十分に私はなされていないのではないかとちょっと心配があったものですから、この健診の考え方について、ましてや元気な後期高齢者の方にはとても必要な問題だと思っておりますので、この健診というのは、今後後期高齢者医療制度の中でどのように扱われていくのかというのが、私自身もわかりにくいですし、どんな方向をたどるのが今なお見えてこないということの中で不安を感じております。今現状で把握が出来るところまでを、町の見解、認識などご説明いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 後期高齢者医療の健診の関係でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療保険者は40歳以上の加入者に対し特定健康診査を行う義務がありますが、後期高齢者については、「後期高齢者医療広域連合が健康診査等保健事業を行うよう努めなければならない」と規定されているところであります。

奈良県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者の疾病の早期発見や、生活の質を確保しながら介護予防に資するため、健康診査を行うことは非常に重要であると考え、健康診査を実施していく方向で検討をいただいているところであります。

また、65歳以上が対象となっております介護保険の生活機能評価については、平成20年度以降も継続して実施されることとなっております。町としましては、町国民健

康保険が行う特定健康診査と一体的に行う方向で検討をしており、また広域連合が行う予定の健康診査とも一体的に実施が出来るよう調整を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 制度そのものは大きく変わりますが、そういう利用をする時に、高齢者の方が戸惑わないように、出来るだけそういう調整を図っていただいて、これまでのように健康診断を受けることが出来る、健康なお年寄りやっぱりありがたいことですからね、そういうこともやっぱり町としては積極的にやっていっていただきたいですし、広域連合の方へも声を上げていっていただきたいということでお願いをしておきたいと思います。

それと、次に書いております、以前から私も心配しておりました包括定額診療の問題点についてなんですが、これが私も全然見えてこないんです。包括診療、包括の定額の診療というのは、1つの病気に関してこれだけの費用でその診療をなさいと。それが、何日かかろうがどんだけ投薬しようが、一定の枠決めたその範囲内でやりなさいというのが包括式なんですけど、ただ医療には在宅もあれば外来もあれば入院もありますしね、こういう包括定額診療を用いるというふうに言われてますけど、一体どんなふうにするようになっていくのかというのが、私自身もまだつかめません。町は、この包括定額診療、どんなふうにならているか、お聞かせいただけますか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 後期高齢者医療制度の診療報酬体系につきましては、平成17年12月に政府・与党が定めました医療制度改革大綱におきまして、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供出来るよう新たな診療報酬体系を構築するというふうにされております。しかし、具体的にどのような診療報酬体系が導入されるのかは、現在のところ確定はしておりません。

一般的には、現行の医療保険のような出来高払い方式の診療報酬体系では、過剰診療に傾きやすい、医療技術の評価や医療機関の運営コストが必ずしも適切に反映しないなどの批判があると聞きます。その一方、質問者がおっしゃいます包括定額診療の包括的診療報酬体系では、提供した医療サービスより医療費が大きくなる、必要な医療が提供されないケースが出るなどの問題も含まれていると聞くところであります。

後期高齢者の診療報酬につきましては、外来医療、入院医療や在宅医療、あるいは急

性期医療と慢性期医療など、その状況をそれぞれ勘案することが重要であると考えますが、現段階では、国の社会保障審議会の後期高齢者医療のあり方に関する特別部会において、診療報酬体系の骨子が検討されていると聞いております。予定では、この骨子をもとに、この審議会の医療部会、医療保険部会でさらに議論がされることとなっており、この動向には町といたしまして留意をしまいたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今の部長の答弁聞いてますます心配になってきますが、冒頭に申し上げましたように、来年4月からこの医療制度を導入すると言いながら、もう7カ月もないというのに、まだそういうことも決まっていない。その診療報酬決まらんことには、保険料やら何やら皆決まってるわけですよね。それが出来てない、まだ。本当に怖い、国も本当に怖いことをしはんなあと考えていつも感心しますけどね、私。その包括定額診療につきましては、町としてもぜひ気をつけて見ておいていただきたいのは、少し答弁にもありましたように、慢性的な病気ありますでしょう。74歳までその病気、同じ病気を75歳になってもそのまま持っていたら、74歳までと、暦年齢で75歳になったからいうて急に対応が変わるとするのは、あんまりなん違うかなと私思うんですね。

ですから、どんなケースを国のそういう特別部会などでも検討してくれはんのかかわりませんが、暦年齢で極端に機械的に変えていくとか、こういうことが起こってはならないというふうに私自身は考えますので、町としましても、奈良県の広域連合ではどんなふうにこれらを扱っていくのか、やっぱり各広域連合が国へきっちり声を上げていかなあかの違うかなと、各市町村が上げるというよりもね。これを事業主体としてやっていく広域連合が声を上げなければならないんだろーと思いますので、それについては各市町村が広域連合に対しても、強く自分のまちの高齢者を守る立場で、しっかりとそういう広域連合の幹事会などでも話し合いを持っていていただきたいというふうに思っております。

それと共に、その次に書かせていただいております運営協議会の問題なんです。介護保険なんかも、運協、運営協議会持ってます。国民健康保険も運営協議会持ってます。社協へ委託しました地域包括支援センターとって介護保険の中で新たな事業になりましたが、これも運営協議会持ってるんですね。そして、サービス提供する事業者であ

ったり、そのサービスを受ける当事者であったり、色々な方々の意見や、またそういうご見識を議論していただく、やっぱりその意見をいただくということで、各運営協議会というものが設置されておりますが、この後期高齢者医療制度、広域連合での事業実施となった時に、そういった運営協議会というものはどんなふうを考えられているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 奈良県の後期高齢者医療広域連合では、民主的な運営を確保いたしますため、地方自治法上の必要な機関として議会が設置をされており、これにより広域的及び専門的見地から幅広い議論がなされるものと考えております。

一方で、後期高齢者医療制度の運営に、被保険者や学識経験を有する者などの意見を反映することは、被保険者の立場に立った制度運営を考慮すると、大変重要かつ意義のあることであると考えております。

現在、広域連合では、国民健康保険制度において設けられている運営協議会のような懇談会方式も含めて、被保険者や学識経験者などの意見を幅広く聴取し、制度の運営に反映していくための方策を検討しているというふうに聞いております。

町といたしましても、被保険者の立場に立った制度運営がなされますよう配慮を求めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長答弁していただいたとおりだと思いますので、介護保険にしる国民健康保険にしる、斑鳩町の住民さんにとって保険者は斑鳩町ですが、斑鳩町も議会はありますけれども、きちっと運営協議会を持って、今、まさに部長が言われたとおり、学識経験者やそういったことに精通されている人、また被保険者の意見が反映出来る、そういった協議会の設置を行っているわけなんですね。ですから、広域連合におかれましても、議会があるといえども、やはりそういうものを設置していったって、広く意見を吸い上げていくということをやっていただけるように、その方向でご努力の方をしていただきたいと思いますようお願いしておきます。

最後に書かせていただいておりますのが、以前から申し上げております資格証の発行の問題です。これ、私、本当に事あるごとに言わせてもろうて、またかと思われるかもわかりません。けれどもね、この後期高齢者医療では、特に老健の時に、高齢者から保険証を取り上げてはならんと、国民健康保険の中で資格証発行しなさいと言うていなが

らも、75歳以上の人からは取り上げたらあかんでなっていたんですよね。ところが、この後期高齢者医療制度の中で取り上げよとなったわけなんです。ここに、私、本当に、何で急にこんなこと言うてくるのかと。そんな年いった人が、安心して医療を受けれるように、保険証をやっぱり取り上げたらあかんと。国はそういう姿勢見せてたのに、何でここに来てこんなことになってしまったのかと。もう本当に私は国に対して不信感を持っているところなんです、この資格証の発行の問題は、後期高齢者医療制度の中では、保険料の滞納が1年続いた時に資格証を発行していくというふうになっていると思うんです。制度開始は来年4月です。そこからさらに1年間、保険料の滞納があった時に発行をするということで、今までの話の流れの中からいきますと、来年4月からのことでもちゃんと決まってないねんから、この資格証発行なんかまだきつと議論も何も無いんやろうと、今、話を聞いてても思ったんですが、ところが今後これらの話も広域連合の中で出てくると思うんです。

ですから、このことについては、先ほど私申し上げましたように、これまで発行するなと言うてたものを発行せよと、こうなると。ここの急な展開、急な変わり身ですね、これは非常に大きいと私は思ってますし、不信感持ってますので、ここのところはよほど慎重にしていっていただかんといかんというふうに考えてますけれども、この辺の動向について、一応見解だけお聞きしときたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 後期高齢者医療制度におけます資格書の発行基準は、質問者もおっしゃいましたように、保険料を滞納してから1年を経過することとされております。その具体的な取り扱いにつきましては、現在、後期高齢者医療広域連合で検討が進められていると聞いております。

町としましても、資格証明書については法律で規定されていること、そしてこの制度が、国民健康保険と同様に相互扶助により成り立つものでありますことから、公平な保険料負担は必要不可欠であり、その納付をしていただけない場合の資格証明書の交付はやむを得ないものではないかと考えております。しかし、その一方で、滞納されている方がその納付意欲を減退させることがないよう、十分配慮された運用がなされる必要もあるのではないかと考えております。

このことから、被保険者の置かれております状況を十分考慮し、画一的な運用がなされることがないような配慮をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、画一的な運用のないようにとおっしゃっていただきましたので、悪質、お金があっても払わないという悪質な場合と、払いたくても払えないというような問題、徴収は市町村ですので、町はその方の状況がよくわかると思うんです。ですから、資格証の発行についても、色々な事情についてよくわかると思うんですね。

ですから、その件については、やはり各市町村の意見をよく聞いて広域連合で決定していただかないといけないということとあわせて、何度も申し上げましたように、今まで75歳以上の方から保険証を取り上げてはならない、資格証を発行してはならないといったものを、発行せよと急に政策を変えてきた、このことについての国民の大きな不信感について、やはりその認識というのは、やっぱり皆さんに持っておいていただかんといかんということを強く申し上げておきたいというふうに思います。

それと、2点目、国民健康保険の方に移らせていただきます。これも大きく関係があるわけなんです、医療制度本当に大きく変わってきました。そんな中であってさらに心配なものですから挙げさせていただいてますが、国民健康保険税は今年改定されました、斑鳩町では。私は、来年また改定せなあかんねんから今年はやめといてと反対しましたが、議会の方で賛成多数で改定が実際なされました。ですから、改定してまた改定してということになるんですが、来年度健康保険税は改定せざるを得ない状況にあると思います、今、斑鳩町の国保運協でどの辺まで議論、どの辺まで資料を出しどの辺まで議論をされているのかということをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今年度の国民健康保険運営協議会におきましては、後期高齢者医療制度に対します支援として、新たに設けられます国民健康保険税の支援金分に関する事、それから75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行されることによって生じます国民健康保険税賦課額への影響、また特定健康診査、保健指導が、国民健康保険事業特別会計により実施することでの影響などにつきまして、その概要を説明し、ご承知をいただいたところであります。

しかしながら、現在のところ、国による支援金額の総枠が示されておらず、本町としてどのように国民健康保険税の支援金分を設定するのか、明らかに出来ない状況であります。また、75歳以上の後期高齢者医療制度への移行に伴い、予測されます資産割額の減少や、特定健康診査等の実施に係ります費用の国民健康保険税への影響などに関し

ましても、不確定な要素があり、国民健康保険運営協議会で協議していただくまでには至っておりません。今後、情報等の取りまとめが出来ました時には、速やかに国民健康保険運営協議会におきましてご協議をいただけるよう準備に尽くしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私も、そうだろうと思っておりました。自分も国民健康保険ですから、来年またどうなんねやろうと、自分のことながらわからないんですよ。今、言わはったように、診療報酬がまずまだ決まってませんので、だから後期高齢者医療の方も保険料決まらないし、ということはこちらの方の支援金分もわかれへんし、そして特定健診なんかする健診の方の報酬、そんなんもまだ定まってないと。ほんなら、計算するもとなるものが決まってないので決まらないというのは、よくわかります。それは斑鳩町のせいやないと思いますけどね、思いますけど、斑鳩町の窓口が斑鳩町の国民健康保険加入者の皆さんに説明せんなりませんね、来年4月からまた変わりますのでね。ほんまに焦ってるです、私もね。

こんなんでも、本当に来年4月から、この制度が、後期高齢者医療制度も始められるのか、そして国保も保険料の改定きちっと、議会で議決得なあきませんし、議決得たら住民さんに知らせるわけですけどね、住民さんに知らせたりそんなん本当に時間あんねやろうかと。とても心配してますし、それプラス支援金分が上乘せされるとなりましたら、国保税の方もまた上がってくんのかなあと。ただし、医療分は限度額引き下げられると思いますけどね、医療分の限度額は引き下げられるけれども、支援金分の限度額は上乘せされると。総額の限度額は値上がりしますね。そやから、そんな中でどんなふうに計算されて、自分らもどんなふうになるのか。

それと共に、私これらのことを見て一番思ったのが、この保険料の算定の仕組みの中で思ったのが、後期高齢者の方が、やっぱりお年寄りが資産を持ってはるというケースが多いですから、資産割がついてた国民健康保険の医療分の総額なんかの財政規模が随分変わってしまうのかなということを感じてるんですね。前回調べさせてもらった時に、国保の加入者が1万210人いますが、そのうち後期高齢者が2,329人の予想やということでしたので、2割以上の方がそこから抜けられると。しかも、資産割持ってはる可能性の高い方が抜けはるということでは、随分財政規模が変わってくるのかな

あと。そして、資産割はそしたらどう残していくんやろうかと、所得割どうなっていくやろうか、こういう心配を私自身は、後期高齢者医療を考えて国保を考えた時に、もう本当にこの保険税どんなふうになっていくやろうという心配をしてくれています。

今、これ以上言っても、多分町としても今言うていただいた以上のことは言えないんだろうというふうに思いますが、ただ先ほど言いましたように、今年国民健康保険税改定されています。引き続いてまた20年度改定する、こうなった時に、町民皆さん方にご理解をいただけるように、きちっと少しでも早いスケジュールでも進むように要望しながら、やっぱり自分のまちの住民さんを守る立場で、そして行政の説明責任を果たす立場で今後も頑張っていっていただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

それと、その次に書かせていただいています。ここでも、資格証発行の問題についてということで書かせていただきました。これにつきましては、先ほどの後期高齢者でも申し上げましたが、国保は斑鳩町が保険者となります。でも、後期高齢者の方で資格証の発行がなされれば、斑鳩町がこれまで何とかこの資格証の発行をせずに短期保険者証で頑張ってくれてましたが、今後本当に心配になってきます。

このことにつきましては、人権問題にも発展するケースもありますし、資格証の発行問題については広域連合との連携ということもあるかも知れませんが、斑鳩町の姿勢としてきちっと内部で、このことについては様々な観点からきちんとした議論を行っていただきまして、よほどのことがない限り、先ほど言いましたよほどの悪質な状況とかそういうことのない限り、資格証の発行というのは、私としてはやるべきでないという立場貫かせていただきたい。私一人でそういうことを言っても、町としてもせざるを得ない場合もあるということはおわかりいただけますけれども、私はこの資格証の発行については断固として、発行するという姿勢についてはあくまでも反対であるということをおっしゃるので、本当に人権問題とかにかかわらないか、このことについて十分気をつけて内部で議論をして調整していただきたいということをお願いしまして、2つ目を終わらせていただきます。

3つ目に書かせていただきましたのは、8月30日の一時的大雨の被害状況と今後の対策についてということで書かせていただきました。これにつきましては、本当にすごい雷ですごい雨が急に降ってきまして、雷怖いなと思ってたら、それどころやなくて、水がうちの近所でも家の中へ入っていくという中で、前にも同じ家が床下浸水になった

ことがあるんですが、みんなで、平日の昼間でしたので、私ら女性が中心になってバケツでかい出したというようなこともありましたんですが、これはうちの近所だけでも何件もありました。先ほどの質問者でも、この大雨のことでの被害状況の中でのご心配な点があるような質問も出ておりましたけれども、この時の被害状況というものを町としてはきちんと把握をされているのかどうか、どのぐらいの、ほんとに一時の大雨でしたけども、状況があったのかということについて、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 8月30日の大雨時の被害状況でありますけども、町内では床下浸水の件数12件、そのうち9戸が住宅、3戸が倉庫ということで確認をしているところでございます。状況把握につきましては、職員による河川及び水路等のパトロールを実施をいたしております。並びに、住民皆さんからの通報、連絡によりまして、可能な限り被害状況の把握に努めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 床下、住居9件で倉庫3件ということでしたが、私どものご近所でもあったんですが、何とか床下入らなかつたんですね。ポンプ持ってきてかい出したり、私らもバケツでかい出したりして何とか食い止めて、その間に土のうも持ってきてくれはって食い止めたということがございました。

ただ、多分把握されてない、私知ってるだけでも結構件数、5～6件聞いてますので、多分役場の方へ通報されてないケースもあるのかなと思うんですけれども、三代川なんかは、川の境なくなったりとかいうのもありますけれども、三代川の改修とかいうのは、やっぱり県の事業ということもあって、そうやって町と協力しながら進めてきているという、一定そういうふうに進めてきている事業もありまして、まだその途中、事業の途中で対応が出来ていないというところもあります、また逆に国水につながっている、払い下げを町も受けました国水ですけどね、国水につながっている水路などで、少し改修をすればもうちょっと水の流れがちゃんとよくなるのではないかと。そのつながっている水路が余りにも小さ過ぎてそんな一時の水を受けられないとか、そういう改修が可能などころというのは私あるように思うんです。それらの、こういう床下浸水とかしているところの調査というのは、町の方は一定していただいているのかどうか。そして、町として改善出来るところについては改善しようというふうな考え方があるのか、それ

らの町の認識をお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 大雨に対します被害の対策でございますけれども、まず基本的には河川改修を進める必要があると、このように考えております。そうしたことで、富雄川、三代川についての改修について、県管理でございますので、県の方に働きかけを行いまして、さきの答弁もさせていただきましたけれども、三代川についても用地契約が進んできているという状況でございます。

そして、現在保水機能が低下しているという状況でございますので、治水対策としてため池等の利用をした調整池の整備も行ってきているところでございます。そうした中で、部分的に改修することによって改善出来るというところについては、今日までも出来るところについてはやってきているところはあるわけですが、全体的に調査をするということについては非常に難しいところもございまして、こういう状況がある中で確認した箇所について、下流域の状況も見ながらその上流部の改修を行うということで進めているところでございます。今後もそういう方向で進めていきたいと、このように思っております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 全体というのは難しいですけどもね、少なくともこの間みたいにならに本当に一時に降った雨の時に被害に遭われているご家庭なんかの周辺ですね、そういうところは重点的に調査をしていただきたいというふうに思います。

それと、色々家の建て替えとか施設の建て替えとか、このごろではだんだん地形がやっぱり随分変わってきてるんですね。うちの近所ら辺でも、やっぱり大分家も建ってきました。昔やったら、田んぼや畑ばかりの時の治水は非常に安定的だったと思うんですが、今、まさに色々な家が建つ、そして今まであったものの建て替えが進むとか、そういう中で随分地形の変化が起こっていると思うんです。その中であって、何回か水ついているとか、そして水がつきそうになって、この間みたいに一時に来た時に、瞬間的に本当に被害が出ているというのは、今、部長の認識では12件あるということなんです。せめてその12件でも、周辺ですね、水体系どうなっているのか、改修可能なのかどうか、そういう調査はやっぱりいち早くしていただきたいなというふうに思います。

水って家の中に入りましたら、とても家が傷みます。せっかく住民の方が建てられた家、しかも古い家並みの中では、相当木造できっちり建ててはるおたくなんか、水入っ

て本当に後大変なことになっているという中で、町としてはやっぱり町民の皆さんの財産を守る立場で、そういった水が入らないような対策がとれないのかどうかというせめて研究をしていただき、そして対策がとれるところからでもやっぱり進めていく、住民の皆さんの財産を守る立場で進めていくという姿勢をぜひとも持っていただきたいというのが、私、町に対してぜひとも持っていただきたいというふうに思っているんですね。今後も、そういうふうな形で、部長も、調査しているし、これまでも改修出来るところはしてきたというご答弁はされておりますので、そのことにつきましては、今後、調査する、改修するという時にも、この水害の関係について、非常に重点を置いてそれらの改修に臨んでいっていただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、4つ目の方に移らせていただきたいと思います。障害者自立支援法による利用状況の変動についてということで挙げさせていただいております。

障害者自立支援法につきましては、私、これまでも何度も質問もさせていただいております。制度始まる前からずっと質問してますし、この法律は本当に最悪な法律だとずっと言うてきてますが、本当に最悪で、この間に色んな障害者の方の悩みを私自身も聞いているんですが、町の方は、応能負担から応益負担になったことによるサービス利用の抑制、こういうものが発生していないか、そしてまた、利用するための審査をして認定区分を決めると、そしてその区分に合った利用時間数とか利用状況というものがあるって、これらのために利用を制限されている人がないのかどうかということについて、そういう意識を持ってきちっとこの障害者施策を現在進めていっていただけてるのか、非常に私は心配をしているところです。

やっぱり、相談が非常に多い中であっては、1つは、まだ未成年の18歳までの障害児さんで、学校が休みになった夏休みなんかは、どうしても集中してサービスの利用を受けたいけれども、今までならそういう時にサービスの利用出来たと、8月とか夏休みになったら余分に出来たと。でも、今は余分に出来ないと。そうやって夏休みでずっと子どもが家におるような状況の中で、サービス利用したいけれども出来ないというような声とか、色々私も聞くわけなんですけど、この辺のところについて、利用抑制や利用制限について、町の方はどういうふうにご認識いただいているのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君）　まず、利用の制限の方からでございますけども、支援費制度から障害者自立支援法に移行したことにより最も利用制限を受けていると考えられるのが、これまで短期入所サービスの一環として日帰りショートステイを利用し、事業所に送迎してもらっていた方の場合でございます。質問者のおっしゃるようなケースでございます。

自立支援法では、短期入所は泊まりのみとなったため、日帰りショートステイを利用する場合は、児童デイサービス、あるいは地域生活支援事業の日中一時支援事業で利用していただかなければなりません。児童デイサービスは、実施している事業所が少なく、既に利用が飽和状態というところが多いため、なかなかサービスを利用出来ないという問題があります。また、日中一時支援事業の利用上限は、月60時間となっており、送迎加算もないため、サービス提供事業所に送迎してもらうことが出来ない状態になっており、利用者は、移動支援事業、利用上限は月20時間ではありますが、この事業、あるいは家族の送迎によってサービスを利用している状態であります。しかし、中には仕事の都合などで家族が送迎出来ないケースもあり、利用したくても思うように利用出来ないという声があるのも現状であります。

次に、利用が抑制されている現状でございます。利用者負担が1割になったことにより抑制されているかどうかという点でございますが、実際、自己負担がふえたことによりサービスを利用しにくくなったと感じている方もおられると思います。しかし、サービスを使わないと生活していけなくなることから、引き続き利用され、中にはその分生活を切り詰めている方もおられると聞いております。

そこで、平成19年4月からは、自立支援法の円滑な運営のための改善策として、利用者負担の軽減が図られ、昨年よりは利用していただきやすい状況になったと考えております。

このような中で、町の認識としましては、こういった状況を把握した上で、引き続き地域生活支援事業におきまして、障害者自立支援法による低所得1・2の対象の方につきましては、利用料を50%減額するなどの措置をとり、利用料負担がふえないように配慮してまいります。

制度面では、地域生活支援事業の実施については市町村の裁量による部分が大きく、これまで西和7町障害者自立支援協議会で話し合い、利用対象者や単価等を統一していますため、今後、日中一時支援事業の送迎加算についても検討を行ってまいりたいと考

えております。

また、利用上限時間数についても、利用者の現状を十分考慮し、夏休みなど日ごろより多く利用しなければならない場合は、一時的に利用上限数をふやすなどの検討もしていきたいと考えております。

また、この9月1日から上牧町の「フレンズまきば」で新たに児童デイサービス事業を開始されたことから、利用についての相談があった際には、その紹介をしていきたいと考えております。

市町村の窓口では、相談に来られた利用者の話を聞き、適切な指導をすることが必要であるということを認識し相談者に対し対応をしてみたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） その市町村の裁量に期待したいです。そして、頑張ったら頑張っただけ財政負担が町にも生じてきますので、本当にこの障害者自立支援法は、障害者の皆さんの自立を妨げるものではないかというふうに思っています。

今、部長の答弁にありました激変緩和措置として、国は障害者の団体皆さんの強い要請によりまして、補正予算で960億円計上したと。でも、それは一時的、部分的なものであるというふうに私は思っております。この障害者自立支援法の応益負担、そしてそういうサービス提供する、障害者の方にとって益だという考え方、このことそのものに問題があるというふうに私は認識をしておりますし、そのことに大きくかわりのある問題としまして、昨年12月国連で採択をされました障害者権利条約があります。前文と50条から成り立つこの障害者権利条約ですが、今、日本でも批准する準備を進めているところだと思いますが、この障害者権利条約につきましては、新しい、今まで私たちが持っていなかったような感覚で、国際的にきちっと障害者の権利についてこの権利条約では書かれている。それが果たして、今、日本にある障害者の関連するこういった国内法が、一体今批准の準備進めてはるけど整合性を持っているのかどうかというところに、今、言いましたように、応益負担とする、障害者の方が自分らしく人間として地域で生きていくために受けるサービスは、その人にとっての応益という形で処理をされて、サービスの提供なんだからそれに値する費用を払いなさいという一律的な応益負担というのは本当に間違っているのではないかというふうに考えるんですが、この障害者権利

条約、日本も批准をしていこうという中であって、斑鳩町として見解をお述べいただいでおきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 国連の「障害のある人の権利に関する条約」では、「締約国は、障害に基づきいかなる種類の差別もない、障害のあるすべての人のためのすべての人権及び基本的自由の完全な実現を確保し及び促進することを約束する」となっており、前文におきましては、「障害のある人の大多数が貧困の状況下で生活している事実を強調し、また、これに関しては、障害のある人に対する貧困の負の影響に取り組むことが必須である」とうたわれております。

障害者自立支援法が施行されてからは、障害種別にかかわらずサービスを利用出来るようになりましたが、負担上限額により自己負担を少なくしているものの、自己負担額の増加やサービスの利用制限といった状態があります。

また、同じ障害でも、暮らし方や個々の環境によりサービスの必要量が異なるにもかかわらず、障害程度区分により利用量が決められてしまい、本当にサービスを利用したい人が利用出来ないという、必要なサービスが提供されていない状態もあります。

しかし、これらのことはありますが、障害の種別によってサービスが受けられないという状態はなくなり、自立支援法は一定の成果があったものと考えております。

質問者が言われます国連の障害者権利条約については、今後、国会においてその批准に向け議論されますことから、その動向を見守ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） この障害者権利条約は、人権の保障の人類史的到達点を示すものと言われております。障害者問題に関する世界共通の物差しだと言われてます。これに基づいて、今後、国が批准していく中であっても、国が、官僚が、本当に市町村のそのまちの住民さんの状況をちゃんと把握出来てない、していただけてないという心配が私はあると思っております。ぜひとも市町村から大きな声を上げていき、障害者の皆さんの生活実態についてきめ細かく市町村が積極的にこの批准についても対応をさせていただけることをお願いをさせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午後3時14分 散会)